

この街と生きていく。

# DISCLOSURE 2021

阿南信用金庫の現況



亀崎漁港

みんなのために、ひとりのために

しんきんバンク 信用金庫

阿南信用金庫

## 当金庫の概要

(2021年3月末現在)

- 名称 阿南信用金庫
- 所在地 〒774-0030  
徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14
- 代表電話 TEL.0884-22-1226
- 設立 昭和23年5月6日
- 代表者名 理事長 佐竹 義治
- 会員数 8,308名
- 出資金 1,155百万円
- 預金 1029億円
- 貸出金 597億円
- 店舗数 8店舗
- 常勤従業員数 100人

私ども金融機関は、お客様から大切なお金をご預金としてお預入れいただき、それを運用することによって成り立っています。事業のための資金や住宅資金など、私どもがお客様にご融資できるのも、お預かりしたご預金があるからです。

大切なお金を安心してお預入れいただくためには、詳しく経営内容を公開し、多くのお客様に知っていただく必要があります。ディスクロージャー誌はこのような目的で発行される経営内容公開誌です。

本冊子は信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。本資料に掲載してある計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

## 目次 Contents

### 01 ごあいさつ

#### 経営理念等

- 02 経営理念・基本方針
- 03 経営の健全性確保への取組み
- 04 コンプライアンス(法令等遵守)への取組み
- 05 お客様保護等への取組み

#### 業績概要

- 06 2020年度事業の概況
- 07 トピックス・社会貢献活動

#### 中小企業の経営の改善等への取組み

- 09 中小企業の経営の改善への取組み
- 10 地域密着型金融への取組み

#### 業務運営

- 12 総代会機能について
- 15 組織図・役員一覧

#### 業務のご案内

- 16 主要な業務内容
- 18 営業・サービスのご案内
- 21 手数料一覧
- 22 ご預金の保護・キャッシュカード被害補償
- 23 営業地区・店舗分布
- 24 店舗・自動機コーナー

#### 自己資本比率規制への取組

- 25 リスク管理態勢
- 26 自己資本比率規制第3の柱に基づく開示

#### 資料編

- 36 財務諸表
- 42 役職員の報酬体系
- 43 経営指標
- 45 事業の状況
- 51 阿南信用金庫のあゆみ
- 52 関連会社・信用金庫業界
- 53 開示項目一覧



## ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
ございます。

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に陥り、非常に大きな変化があった年でありました。お客様におかれましては緊急事態宣言の発令、外出自粛および営業自粛要請を受け、生活にも大きな変化が訪れたことと思います。

このような中、我々阿南信用金庫は新しい経営理念である「地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します」のもと、これまで築き上げたお客様との絆をより強固なものにすることに重点を置き、独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展していくことを基本的な考えとし、地域での存在を高めてまいります。また、持続可能なビジネスモデルを構築していくため、時代の変化に柔軟かつスピード感を持って対応し、自らを変化させ地域とともに成長していくことにも役職員一同全力を傾注してまいり所存ですので、引き続きご支援・お引き立て賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2021年7月

理事長 佐竹 義治

# 経営理念

地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します。

## 経営ビジョン

10年後成長率150%を達成する。

- ・ 預金残高
- ・ お客様満足度
- ・ 職員満足度（働き甲斐・働きやすさの両立）
- ・ 職員の知識・技術レベルの向上
- ・ 学生からの採用応募数

## 基本方針

- ・ お客様のニーズを的確に捉え、感動を与える商品・サービスを提供します。
- ・ お客様の一生のパートナーとして豊かな生活の実現に貢献します。
- ・ お客様や職員・家族が誇りに思い、愛される唯一無二の組織となります。
- ・ 地域を知り、地域と繋がり、地域の未来を創造します。
- ・ 喜びや価値を分かち合える関係を構築し、ともに地域の発展に貢献します。
- ・ 地域とともに成長し、なくてはならない金融機関を目指します。

## 行動理念

- ・ 豊富な知識と真摯な姿勢で、お客様のニーズやビジョンを引き出し、プロとして最適な商品・サービスを提供します。
- ・ お客様に安心して頼られる存在となれるよう、誠心誠意寄り添い続けます。
- ・ 1人1人が向上心と高いモラルをもって互いを高め合い、チームワークを大切にします。
- ・ 変化を恐れず、新しいことに進んでチャレンジします。
- ・ 地域社会とのコミュニケーションを大切にし、課題解決や魅力の最大化に向けて行動します。

### ■ 内部管理態勢の整備について

当金庫における内部統制に関する態勢の整備については、平成19年4月23日の理事会においてその基本的な考えとなる「内部管理基本方針」を決議しております。主旨としては、当金庫における各種施策の実施に当たり、コーポレート・ガバナンスに関する態勢を有効に機能させることにより、経営の公正性および透明性を確保し、全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、地域社会から高く評価される金融機関となることを目指しています。

当金庫では、これに基づき、以下のような諸施策を実践しています。

#### ● 法令等遵守態勢

当金庫は、法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「阿南信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル（法令遵守の行動基準）」等を策定するとともに「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定する等の諸施策を講ずることで、態勢の強化に努めています。

#### ● リスク管理態勢

当金庫は、これからの経営にとってリスク管理がすべての業務遂行の基本であるとの認識のもと、リスク管理の基本方針および各種リスクの管理基本方針に基づき、リスク管理統括部門を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の管理部門を定め、金庫全体のリスクをそれぞれの特性に応じて、機動的・効率的に管理することにより、態勢の強化に努めています。

#### ● 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は「内部管理基本方針」に基づき、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。理事会は7回開催され、理事の職務執行の適法性を確保し、理事の職務執行の適正性および効率性を高めるために、非常勤理事、常勤監事、非常勤監事（員外監事）が常時出席しています。監事会は4回開催しています。その他理事会の方針に基づき、理事長を議長とする経営会議を毎月開催するとともに常務理事を委員長とするALM委員会および特定部門に固有なオペレーショナル・リスクを管理するためのオペリスク検討委員会を定期的を開催しています。

また、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しています。

#### ● 理事の職務執行の効率性確保

当金庫は、理事会において決定する経営計画により目標を定め、各部門で目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を講じます。

また、経営上重要な事項は、適切かつ効率的な意思決定のため、理事長以下常勤役員を構成員とする経営会議において審議のうえ、理事長が決定しています。

このうち、法令等に定める事項については理事会で決定し、それ以外の重要な業務執行についても、理事会規程等に基づき理事会に報告するなど職務の執行に努めております。

#### ● 理事の職務執行に係る情報の保存等

内部規定に基づき、経営会議の議事録等、理事の職務執行に係る文書を作成し、適切に保存することによって、理事および監事が必要に応じて内容を確認できるようにするほか、当金庫が保有する情報全般について、開示および持ち出し等に係る適切な管理を行います。

#### ● 監事監査環境の整備

監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として配置し、当該職員への指揮命令は常勤監事が行うこととしております。

また、監事は、内部規定に基づき、経営会議の議事録等重要な文書の閲覧、決算に関する事項その他重要な事項についての報告を受けるほか、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めております。

# コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

## ■コンプライアンス体制

コンプライアンスとは、法令・市場ルール・当金庫の内部規定等を遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。当金庫は創業以来、信用金庫法をはじめとした関連法に基づき地域に根ざした金融業務を遂行し、地域の信頼を得てきました。急激な時代の変革の中で健全経営を目指すには、コンプライアンスの徹底が経営上の重要事項であるとの認識に立ち、法令遵守を実現させるためコンプライアンス統括部署を総務部としました。加えて各部店毎にコンプライアンス責任者を任命するとともに、検査部によるチェック等を実施、預金・貸出等営業活動全般に亘る検証を実施し、苦情・トラブル等の未然防止体制を確立しております。営業活動において、高い倫理行動の実践と様々なルールや諸規定・法令の厳正な遵守こそがお客様の信頼にお応えすることであると見え、全従業員に倫理行動・コンプライアンスの徹底を図り、適正な業務活動を通じて社会的責任を果たすことを経営の最重要課題としています。



1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権尊重等
6. 環境問題への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力との関係遮断

## ■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正化を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘はいたしません。
5. 当金庫は、高齢顧客（当金庫では75歳以上と定義、ただし75歳未満であっても体調や投資判断能力等に問題が見られる場合においては高齢顧客と同様の取扱といたします）に対し、金融商品等の勧誘および販売を行なう場合、一般的な適合性の原則にとどまらず、身体的な特性や、資金性格等に十分配慮した対応を心掛け、苦情やあせんの申立て等のトラブルの未然防止に努めます。
6. 金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店にお問い合わせください。

## ■マネー・ロンダリング、テロ資金供与対策について

当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等を防止するためAML基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の防止（以下「AML/CFT」）というが、国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、当金庫の顧客および従業員等がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止し、もって健全な金融システムの維持・発展に寄与すべく行動します。
2. 当金庫は、適用を受ける全てのAML/CFTに係る法令・規則等を遵守します。
3. 当金庫は、実効的なAML/CFTを実施するため、マネー・ロンダリングやテロ資金供与等の動向等を踏まえながら、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）を講じるほか、この考え方に基づいたAML/CFT態勢を整備し、その適切な運営を行います。
4. 当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等から当金庫および当金庫の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶に係る方針を顧客受入方針にて定めます。この方針に基づき、顧客受入れの趣旨に反し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等のリスクを許容できない顧客等は排除します。

※AML・・・Anti-Money-Laundering：マネー・ロンダリング対策

※CFT・・・Counter-Financing-of-Terrorism：テロ資金供与防止

## ■保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。詳しくは、当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

### 《ご相談窓口》

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、取次営業店または下記までお問い合わせください。

阿南信用金庫 総合企画部営業推進課 電話番号：0884-22-1226

受付時間：9:00～17:00（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く）

## ■反社会的勢力に対する基本方針

### ●基本的な考え方

私ども阿南信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

### ●具体的な行動指針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## お客様保護等への取組み

### 金融ADR（裁判外紛争解決制度）への対応について

当金庫では、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

阿南信用金庫 総務部  
住 所：徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14  
T E L：0884-22-1226  
F A X：0884-22-4442  
受付時間：9時～17時（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く）  
受付媒体：電話、FAX、電子メール、手紙、面談

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所  
（一般社団法人全国信用金庫協会）  
住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7  
T E L：03-3517-5825  
受付日、時間：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9時～17時  
受付媒体：電話、手紙、面談

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にご相談ください。

東京弁護士会 紛争解決センター 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3581-0031 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3595-8588 月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3581-2249 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00
---	--	---

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

### 個人情報の保護について

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」に則り、個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を公表しています。

また、職員が遵守すべき個人情報の取扱いに関する基本事項として「個人情報管理規程」、「特定個人情報取扱規程」を定め、個人情報の重要性を全役職員が認識し業務に取り組んでいます。

#### 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

阿南信用金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

### 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）することでお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) 上記(1)の①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## ■事業方針

第7次中期経営計画（3ヵ年計画）の最終年度となった2020年度も金庫の独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展していくという基本方針のもと諸施策の実現に向けて取り組みました。

経営計画に掲げた諸施策が実行に移された結果、事業性評価、相談業務、職域契約活動の浸透により、コロナ禍にあっても預金、貸出金とも残高が増加、また貸出金利息、有価証券利息（投資信託の解約益を除く）ともに計画比で増加しており本業収益は着実に増加しています。少子高齢化に伴う人口減少や事業所数の減少、また新型コロナウイルスによる外交・内政・経済活動の停滞等、当金庫を取り巻く環境は厳しいものの、これまで築き上げたお客様との絆をより強固なものにすることで地域社会に貢献していくところです。

## ■償却及び引当の方針

償却および引当については、経営の健全性確保による信頼性確保のため、自己査定基準ならびに償却・引当基準等に基づき、発生の可能性の高い将来の損失額を合理的に見積り、計上する方針としております。資産を厳格な自己査定により回収の危険性または価値の毀損の可能性の度合いにより区分し、貸倒等の実態や債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることとしております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、債務者の支払能力を総合的に判断し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

内航海運業を営む企業に対する融資については業界の状況、特殊事情および健全な会計上の見積計算のため、海運業特定引当としての一般貸倒引当金を計上しており、その特定引当の見積は、基準年月（船齢20才満了時もしくは定期検査満了時のいずれか遅い方）での予想債権額からリプレイス時の処分可能見込額を差し引いた残債権額を計上しております。

要管理先債権に区分された相手先に対する貸倒引当金は、原則として過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間の平均値に基づく予想損失率を乗じて算定することとしておりますが、経営改善計画に基づき当金庫が積極的に支援し改善に努めている先のうち、その売上計画、経費計画、資金計画のいずれかに影響の大きな事象が発生するなど、今後の実現可能性の低下も想定される先で、原則とする貸倒実績率では十分かつ適切な引当が確保されないと思われる場合、未保全額に別に定める引当率を乗じて別途引当としての一般貸倒引当金を計上することとしております。

## ■金融経済環境

新型コロナウイルスの感染が爆発的に増加した昨年3月は金融市場が乱高下したものの、全世界的な金融緩和と政策の実施により市場は落ち着きを取り戻しています。しかしながら変異種の出現により感染者数の増加も見られ、ワクチンの普及による感染者数減少の見込みはあるものの、感染収束への見通しが立っていないことが更なる不安を煽っており、コロナ禍からの本格的回復は依然見通せない状況が続いています。

こうした中、金融庁は令和2事業年度金融行政方針において、「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」、「高い機能を有し魅力ある金融資本市場を築く」、「金融庁の改革を進める」という方針のもと、地域金融機関には、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワークなど重要なリソースを、地域社会の抱える様々な課題の解決に生かし、地域と共有される付加価値を創造していくことを求めています。また、事業者への経営改善・事業再生支援等を通じて地域経済の活性化に一層の役割を果たすためにも、自らが持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたって健全性を維持していくことが必要であり、金融庁として、コロナ禍の状況等も注視しつつ、地域金融機関の経営状況やガバナンスについて、深度あるモニタリングを行っていくこととしています。顧客の多様なニーズに応えるための創意工夫や将来損失への対応として迅速な支援、よりの確かな金融仲介機能の発揮が求められていることを改めて感じるところです。

政治のほかに目を向けると、世界的な金融緩和による景気下支え、米新政権樹立、ワクチン普及等により緩やかに経済は回復しています。米国をはじめ、世界各国の要人が本格的な回復局面を迎えるまで金融緩和による下支えを続けるとの声明を発表しており、当面安定的な経済環境が続くと思われます。ただ、本格回復後は金融相場から業績相場へ移行した際、地力のある企業とそうでない企業の明暗が分かれる局面を迎えることになる可能性があります。

## ■業績

第7次中期経営計画（3ヵ年計画）の最終年度もこれまで同様、地域に特化し事業性評価、相談業務、職域契約活動に注力しお客様から必要とされる金融機関を目指しました。

預金については、流動性預金では個人の年金資金およびコロナ特別定額給付金や法人の新型コロナウイルス感染症特別貸付資金等がそれぞれ普通預金口座に預入されたことにより前年度比52億円（19.5%）の増加となりました。また、定期性預金ではキャンペーン定期を夏・冬、年2回実施したこと等により前年度比28億円（4.1%）の増加となりました。その結果、預金残高は前年度比80.3億円（8.4%）増加し1,029億円となりました。

貸出については、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により売上高が減少している事業者等に対し積極的な資金繰り支援を実施した結果、事業支援先への融資および太陽光発電事業者に対する融資実行等により前年度比38億円（6.8%）増加し、597億円となりました。

損益状況については、資金運用利回りは前年度比▲0.36ポイントの1.37%となりました。貸出金では残高増加によるボリューム効果や利息収入の増加等により利回りが+0.08ポイントの2.02%となったものの、有価証券では利息配当金に計上された投信解約益が前年度比▲321百万円となったことで利回りが▲1.12ポイントの1.00%となったことが主な要因となります。なお、投信解約益を控除した場合、資金運用利回りは前年度比▲0.008ポイントの1.33%、有価証券利回りは前年度比▲0.06ポイントの0.87%となっております。臨時収益で与信先からの回収により償却債権取立益を607百万円計上しており、この結果、経常収益は前年度比304百万円（14.4%）の増加となりました。

一方、経常費用では、個別貸倒引当金の純繰入額等、臨時費用の増加があり前年度比206百万円（11.4%）増加の2,017百万円となりました。

この結果、経常利益は399百万円、当期純利益は215百万円となりました。

なお、2021年3月末における健全性の指標である自己資本比率は8.69%となりました。

## ■事業の展望および当金庫が対処すべき課題

2018年度を起点とした第7次3ヵ年計画では、金庫の独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展していくことを基本方針とし、また、それを実現するべく強固な経営基盤を確立することで自らの持続可能性も高めていくことを目指し取り組んできました。

2021年度は前中期経営計画の理念や方針、その取組み等を踏まえ、新たに第8次3ヵ年計画を策定しました。また、新しい経営理念である「地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します」のもと、これまで築き上げたお客様との絆をより強固なものにすることに重点を置き、独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展していくことを基本的に考えとしています。また、持続可能なビジネスモデルを構築していくため、時代の変化に柔軟かつスピード感を持って対応し、自らを変化させ地域とともに成長していくことにも積極的に取り組んでいきます。

## ■内部統制システムの運用状況の概要

### (1) 当金庫のリスク管理体制

当金庫では「内部管理基本方針」に基づき、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っております。

### (2) 当期における主な会議の開催状況

① 理事会は7回開催され、理事の職務執行の適法性を確保し、理事の職務執行の適正性および効率性を高めるために、非常勤理事、常勤監事、非常勤監事（員外監事）が常時出席しております。

② 監事会は4回開催されました。その他理事会の方針に基づき、理事長を議長とする経営会議を毎月開催するとともに常務理事を委員長とするALM委員会および特定部門に固有なオペレーショナル・リスクを管理するためのオペリスク検討委員会を定期的に開催しております。

### (3) 内部監査の実施

当期における当金庫の主な取り組みとしては、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### (4) 職員教育の実施状況

当金庫は職員による法令等の順守を徹底するため、「阿南信用金庫行動綱領」および「コンプライアンス・マニュアル（法令順守の行動基準）」を策定し、毎年すべての職員に対して教育研修を定期的に実施しております。

●当金庫の経営指標等、詳しくは資料編（43ページ）をご覧ください。

お客様応援商品の発売



阿南信用金庫は、新型コロナ対策応援寄付金付き定期預金「あしたにエール」を発売しました。

お預けいただいた預金総額の0.04%相当分(上限200万円)を新型コロナウイルス感染症対策金として阿南市に寄付させていただきます。

経営課題を効果的に解決したい事業者の皆さまへ、阿南信用金庫では様々な事業支援メニューをご用意しております。専門家派遣を中心にジャンルを問わず様々な経営課題にお応えいたします。



お客様とのふれあいに



コロナ禍で影響を受けた飲食店支援のため、阿南テイクアウト応援プロジェクトを行いました。SNSでのテイクアウト情報の投稿や昼食手当支給により金庫をあげてコロナ禍で苦しむ飲食店の支援を実施いたしました。

CS向上宣言

CS向上宣言

～阿南信用金庫 CS向上宣言～  
CS(お客様満足度)向上を目指して

阿南信用金庫では、CS(お客様満足度)向上に取り組む姿勢を大切なお客様へお伝えするため、「阿南信用金庫CS向上宣言」を公表しました。

各店舗の取り組みを地域の皆さまに発信し、私たちの思いがお客様の心に届くよう、職員一丸となって日々取り組んでまいります。



業績概要

## SDGsへの取組み

国連では、世界全体で明るい未来を創るため『SDGs：世界の未来を変えるための17の目標』を提唱しています。今、世界ではこのSDGs(持続的な開発目標)の理念に基づいた行動が始まっています。私たち阿南信用金庫もこの理念に賛同し、地域の皆さまから必要とされ共に成長しあゆむことはもちろんのこと、世界の未来のために何をすべきかを考え、取組んでまいります。

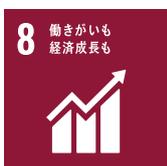
# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

業績概要

### ■阿南信用金庫のSDGsへの取組み

当金庫は、『地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します。』の経営理念のもと、地域金融機関としての事業活動を通じ『地域経済の活性化』『地域社会への貢献』『地域の環境保全』の3つを重点課題として、持続可能な社会実現に向けた活動に取組んでまいります。

#### I. 地域経済の活性化



- ・地域事業者の経営に関する課題解決に向けた「専門家派遣」の積極的取組み
- ・商店街活性化のための「まちゼミ」への参加と協賛
- ・太陽光発電事業の支援を通じた事業者ネットワークの構築および地域経済の成長
- ・行政と地域事業者との連携による新たな観光事業への取組みをサポート



#### II. 地域社会への貢献



- ・「夏休み親子金融見学会」の開催
- ・特殊詐欺撲滅活動の実施
- ・マネロン・テロ資金供与対策の円滑な対応及び高度化

#### III. 地域の環境保全



- ・太陽光等発電事業への積極的推進による再生可能エネルギー支援
- ・金庫内のペーパーレス化の取組みおよび推進

## ピンクシャツデーへの参画

いじめや差別のない地域を目指してピンクシャツデーに参画しました。

#### ◎ピンクシャツデーとは

ピンクシャツデーは、2007年にカナダのある学校で実際にあった話から生まれ、約180の国や地域に広がるワールドアクションです。



#### ◎全営業店でピンクシャツデーの取組みを実施

- ・ピンクシャツデーの取組みへの寄付
- ・メッセージカードコーナーの設置
- ・店頭ディスプレイでの啓蒙動画の再生
- ・SNSでの発信



取組みを通して、互いの存在や個性を認め合い、高め合うことのできる地域を目指してそして、いじめを傍観しない勇気と共感の輪を広げていければと思います。



## 中小企業の経営の改善および地域の活性化への取組み

当金庫は、きめ細かな営業活動を中心に地域密着を図り、地域の小規模事業者の皆様や地域にお住まいの皆様への金融面でのご支援や利便性向上のための活動を行ってまいりました。

2020年度も引き続き限られた経営資源を有効活用し、お客様や地域のニーズにあった施策の中から持続可能で地域経済への貢献に真に有効と思われる施策を選択し、集中的に実施してまいりました。

具体的には、3つの分野、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②地元企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献を柱とした推進計画を策定しました。

また、今後とも、お客様志向の経営のもと、より良質な「金融サービス・機能」の提供に努め、活力ある豊かな地域社会の実現に貢献していきたいと考えております。

### ■ 「課題解決型金融」への取組について

地域経済の維持・発展に貢献するため、以下のとおり取り組んでいます。

#### (1) 地域密着型金融の深化

地域金融機関である信用金庫が、地域の活性化や持続的な発展に貢献していくためには、これまで行ってきた地域密着型金融への取組みをさらに深化させていくことが重要であることから、これを恒久的に経営方針の大きな柱としています。

信用金庫とお客様との結びつきを深化させていくためには、渉外職員などのチャンネルを有効活用する、まさにFace to Faceの関係機能を強化する事こそが、地域に深く根ざしてきた信用金庫に求められている姿と考えて行動しています。

#### (2) 独自性のさらなる発揮

株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先（会員等）や営業地域を限定されているなどの制度的な特徴があり、銀行とは質的に異なるニーズが寄せられる事が多くあります。

協同組織金融機関に期待する役割として、中小企業の経営者の皆様方のご意見には「貸出金の金利水準」よりも「安定的で円滑な資金供給」が上位を占めております。

このことから、協同組織という制度的特性を活かしながら、地域との信頼関係に基づいた長期的な資金供給や各企業が抱える課題を解決していく金融サービスの提供など、信用金庫ならではの地域との情報ネットワークや中央機関を中心とした外部組織を生かした活動が信用金庫の独自性の発揮に結びつくと考えて行動しています。

#### (3) 中小企業金融の更なる円滑化

中小企業の経営環境が一段と厳しさを増す中、より一層適切かつ積極的な資金提供を通じて、「中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし」を防止し、地域への貢献に努めています。

### ■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容をふまえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度
新規に無保証で融資した件数	135 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	14.02 %
保証契約を解除した件数	2 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	- 件

# 地域密着型金融への取組み

## 地域密着型金融推進計画の取組み状況について

重点項目と具体的な取組み内容

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

#### (1) 創業・新事業支援

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業診断士、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、徳島県信用保証協会等の外部専門家、外部団体との連携強化</li> <li>阿南市、阿南商工会議所のほか、地域活性化に係る各種団体とのネットワークに積極的に参画し、情報交流、協働事業に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専属の中小企業診断士や中小企業基盤整備機構と連携し、創業や新事業に関する相談業務に個別具体的に対応できる体制を整えている。</li> <li>日本政策金融公庫や徳島県信用保証協会、商工中金徳島支店と金融支援の分野において連携を深め、お客様の多様な資金ニーズに対応できる体制を整えている。</li> <li>阿南市との企業誘致連携協定に基づき、新たな企業誘致に関する情報交換を継続。</li> </ul>

#### (2) 経営相談、支援機能の強化

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様への定期的な訪問によるモニタリングを通じて業況や資金繰り、財務内容、今後の見通し等実態把握を徹底し、適切な対応策を講じる</li> <li>外部専門スタッフである中小企業診断士、税理士、弁護士等の協力を得ながら、企業推進グループの機能充実を図り、きめ細かなコンサルティング機能の充実・強化</li> <li>経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施</li> <li>企業向けセミナーの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務分析や定期的な訪問に基づいた信用格付けやモニタリングにより、実態把握を実施。特に大口と信先については定期的に取組方針検討会議を実施し対応策を講じている</li> <li>中小企業診断士による経営相談に加え、企業推進グループによる顧客及び営業店支援が可能となり、より質の高い経営支援体制を整えている。</li> <li>ビジネスマッチング支援93件（うち商談成立75件）</li> <li>補助金支援57件申請（うち21件採択）</li> <li>専門家派遣支援186先（派遣回数470回）</li> <li>創業支援実績5先</li> <li>知財活用支援実績7先うち3先申請</li> </ul>

#### (3) 事業再生支援

具体的な取組	実施内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業再生支援協議会で発表される事例等を参考に再生機能強化を図る</li> <li>経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施</li> <li>大口先を主体に重点管理先を選定、営業店と本部が情報を共有しリスク管理を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県中小企業再生支援機構との連携による経営改善計画の策定及びモニタリングの実施</li> <li>外部コンサルタントと連携した財務体質改善の実施</li> <li>2020年度の特別重点管理先、重点管理先、準重点管理先             <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特別重点管理先</td> <td>3先</td> </tr> <tr> <td>重点管理先</td> <td>10先</td> </tr> <tr> <td>準重点管理先</td> <td>15先</td> </tr> </table> </li> </ul>	特別重点管理先	3先	重点管理先	10先	準重点管理先	15先
特別重点管理先	3先						
重点管理先	10先						
準重点管理先	15先						

#### (4) 事業継承支援

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基盤整備機構等の外部専門機関とノウハウを共有し、当金庫取引先企業の事業承継に関する支援に取り組む</li> <li>M&amp;Aのニーズに対しては、信金キャピタル(株)を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スムーズな事業承継ができるよう中小企業基盤整備機構の専門家と連携を強化し、お客様が抱える事業承継に関する様々な相談に対応できる体制を整えている。</li> <li>事業継承3先</li> <li>引き続き信金キャピタル(株)からの情報を収集し、ノウハウの蓄積に努めた。</li> </ul>

### 2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

#### (1) 目利き能力の向上、人材の育成

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談・支援機能は地域金融機関として必要不可欠な能力であるため、企業の将来性・技術力を適確に評価できる能力(目利き力)を兼ね備えた人材の育成に積極的に取り組む             <ul style="list-style-type: none"> <li>全信協、四信協等の研修に積極的に参加</li> <li>階層別・部門別の金庫内研修による人材育成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用金庫業界の教育機関である全信協・四信協等が主催する研修に積極的に参加し人材育成に努めた</li> <li>技術力・販売力に対する評価ウェイトを高めた新たな信用格付け制度を導入し、業界や当該企業の将来性を評価する仕組みを構築した。</li> <li>中小企業・小規模事業者の様々な経営課題に対応するべくとくしま産業機構が設置した「徳島県よろず支援拠点」と覚書を締結</li> <li>財務分析・業種別の企業分析等の職員向け研修実施多数</li> </ul>

#### (2) 不動産担保に過度に依存しない融資への取組み

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>業界スキームである「しんきんMEサポート」(信金中金の動産・債権譲渡担保融資等)の活用等、新たな融資手法のノウハウを蓄積</li> <li>不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法である「動産債権担保融資(Asset Based Lending 以下ABL)」の取組強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の資金調達方法の多様化への対応、また不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資徹底の具体策として、新たに自動車担保の取扱を開始、太陽光発電事業に係る動産譲渡担保、債権譲渡担保の取扱を開始</li> <li>新たな信用格付け活用による定量・定性情報を重視した融資推進への取組</li> <li>動産・債権評価等ABLに関する総合サポートを行っているツールバーグループホールディングス株式会社と業務提携契約を締結</li> <li>ABL実行件数1件</li> </ul>

#### (3) 資金調達手段の多様化への取組み

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達手段の多様化につながる新たな商品の開発、取扱を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営セーフティ共済の加入推進代理店にエントリーし、取引先の予期せぬ倒産による「連鎖倒産」からお客様を守るための資金調達手段の確保に努めている。</li> <li>でんさいネットの取扱い開始に伴い、でんさい割引の利用がスムーズに行えるよう体制を整えている。</li> </ul>

### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

#### (1) 地域の面的再生

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の情報ネットワークに積極的に参画し、中心的役割を果たすことにより、持続可能な地域経済への貢献を目指す</li> <li>信金中金、全信協等の中央機関、業界団体などの有効活用によりネットワークの拡充を図る</li> <li>経済産業省、徳島大学、地方公共団体等と連携した地域活性化活動を実施</li> <li>地元企業と連携・融合した取組みへの支援を通して地域活性化を図る</li> <li>地域事業者によって設立された「一般社団法人グランフィットネス阿南観光協会」の観光創出事業に監事として参画。観光産業を地域の事業者と一緒に創出していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿南市、阿南商工会議所、阿南高等等の地域ネットワークとの情報交換によりノウハウを蓄積</li> <li>信金中金などの業界団体との情報交換等によりノウハウを蓄積</li> <li>地域経済活性化のため阿南市への企業誘致の推進を図るべく阿南市と連携強化(H23.9)</li> <li>徳島県と「とくしま農村漁村(ふるさと)協働パートナー」を締結(H24.7)</li> <li>社団法人阿南青年会議所への職員派遣</li> <li>ふなどころ阿南まちづくり協議会に参画(H29.4)</li> </ul>

#### (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官連携による地域産業活性化支援</li> <li>金融教育の普及</li> <li>徳島金融教育支援連絡会との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿南高等を中心としたベンチャー企業「パンブケミカル研究所」への顧客紹介等支援活動を継続</li> <li>徳島金融教育支援連絡会が開催した夏休み親子体験学習「楽しく学べるお金入門」をサポートし、金融教育の普及に貢献</li> <li>その他地域活性化に向けた取組みとして「アドプトネットワーク那賀川(河川清掃ボランティア活動)」参加、「阿南の夏祭り(天神祭)」参加</li> </ul>

## 中小企業の経営の改善への取り組み

当金庫は信用金庫法の理念に基づき従来より地域金融の円滑化に努めております。当金庫では引き続き取引先からの貸出条件の変更等の要請には真摯に対応し、中小企業の実態に即した経営支援に取り組む所存であります。

### 経営支援に関するご相談窓口

#### ○ご返済条件の変更等に関するご相談窓口

お客さまのお取引店舗または「なんでも相談窓口ホットライン」へご相談ください。

- ・営業店 受付時間 午前 9 時～午後 3 時（土・日・祝日を除きます）
- ・なんでも相談窓口ホットライン フリーダイヤル 0120-122-631  
受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日・祝日を除きます）

#### ○お問い合わせ総合窓口

審査管理部 企業支援課 Tel 0884-22-1226  
受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）

#### ○苦情相談窓口

総務部 Tel 0884-22-1226  
受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）



# 総代会機能について

## 総代会制度とは

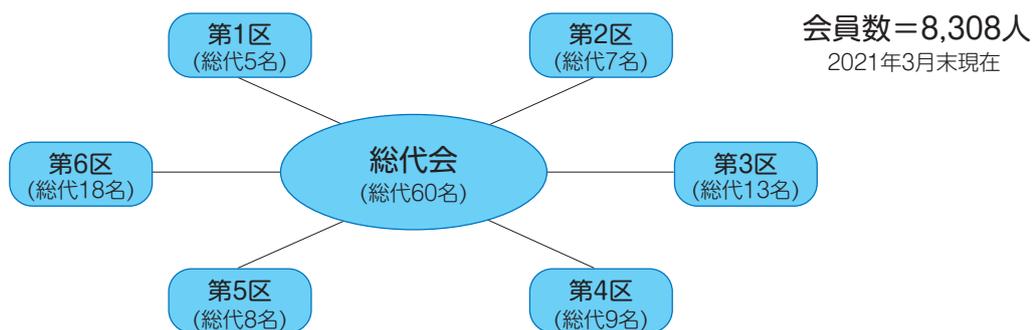
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は難しいことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

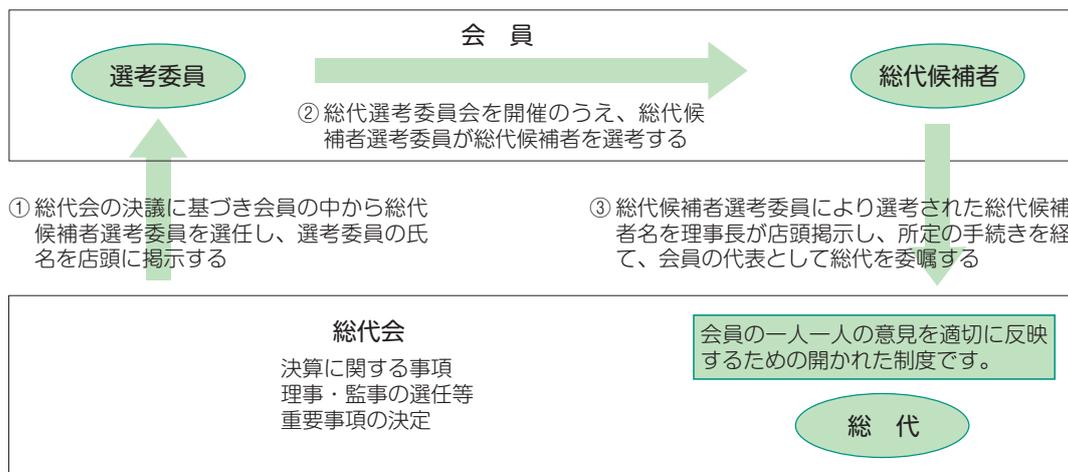
## 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



当金庫の地区を6区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

## 総代とその選任方法



### (1) 総代の任期・定数

- ◆ 総代の任期は2年です。
- ◆ 総代の定数は、60人以上80人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、2021年3月末現在の会員数は8,308人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役目を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

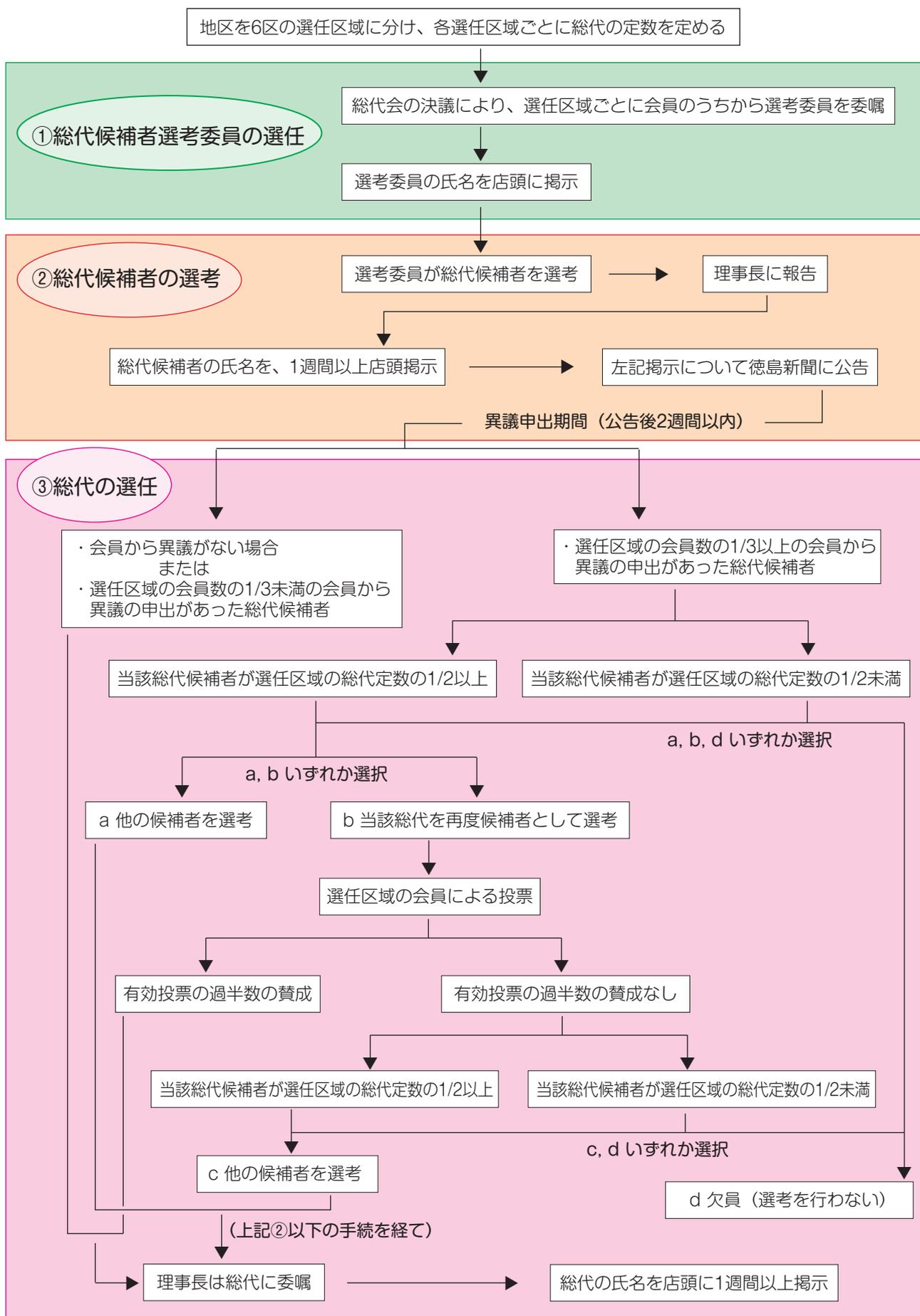
#### (注) 総代候補者選考基準

- (資格要件) ① 当金庫の会員であること。
- (適格要件) ① 総代としてふさわしい見識を有している者。  
② 良識を持って正しい判断ができる者。  
③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者。

※なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

# 総代会機能について

## ■ 総代が選任されるまでの手続きについて



業務運営

# 総代会機能について

## 直近の総代会

2021年6月18日 第73期通常総代会を開催し、次のとおり報告ならびに承認決議いたしました。

(報告事項)

第73期(2020年度)業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容の報告の件  
監事監査結果報告の件

(決議事項)

1. 第73期(2020年度)剰余金処分案承認の件
2. 理事選任に関する件

## 総代会風景



## 総代の氏名等

選任区域	氏名(敬称略、50音順)
第1区 富岡町	阿井慶太(4) 柴山郁子(8) 山本史夫(4) 小牧恵子(8) 新居正司(7)
第2区 領家町、出来町、向原町、原ヶ崎町、黒津地町、福村町、豊益町、辰巳町、学原町、日開野町、七見町、住吉町、西路見町、畷町	伊藤次男(13) 表原かほる(7) 宮本雅司(9) 岩浅睦生(4) 四宮正美(9) 大津守寛(4) 福島孝幸(10)
第3区 見能林町、中林町、津乃峰町、大瀧町、才見町	青木孝憲(8) 尾崎正博(7) 益田久(4) 岡和海(8) 田中勇一(8) 横手昭明(8) 岡善秀(10) 坪光良直(8) 渡辺悦子(8) 岡下京子(1) 林明典(3) 岡下琢(3) 前田義博(12)
第4区 橘町、福井町、桑野地区、新野町、椿町、椿泊町、伊島町、海部郡	乾笑子(8) 島村敏明(4) 土佐野康生(10) 木本裕之(12) 新野哲朗(13) 中川勝睦(15) 坂田敏郎(4) 谷毅五朗(11) 西内三千年(10)
第5区 横見町、柳島町、宝田町、長生町、上中町、大野地区、加茂谷地区	賀上尊夫(11) 立田篤實(9) 萩野敏則(11) 笠原敏男(8) 田中明典(11) 林初音(8) 川田貴代(8) 棚瀧克彦(9)
第6区 羽ノ浦町、那賀川町、小松島市、徳島市、鳴門市、那賀郡、勝浦郡、名東郡、名西郡石井町、板野郡(但し上板町を除く) 一円	岩佐宗幸(4) 中田重利(9) 西野洋一(7) 梅田正弘(10) 中田孝夫(11) 福住敏一(9) 川田隆夫(3) 中西実千代(7) 藤坂秀則(1) 鈴木琢也(4) 中野聡一郎(16) 堀淵昌弘(11) 泰地孝志(3) 中野英明(9) 松山光男(14) 高橋忠誠(10) 新居健一(1) 米澤正(2)

(氏名の後ろの数字は総代の就任回数です。)

## 総代の属性等別構成比

●職業別 (単位: %)

職業	構成比
法人・法人代表者	48.3
個人事業主	20.0
個人	31.7

●年代別 (単位: %)

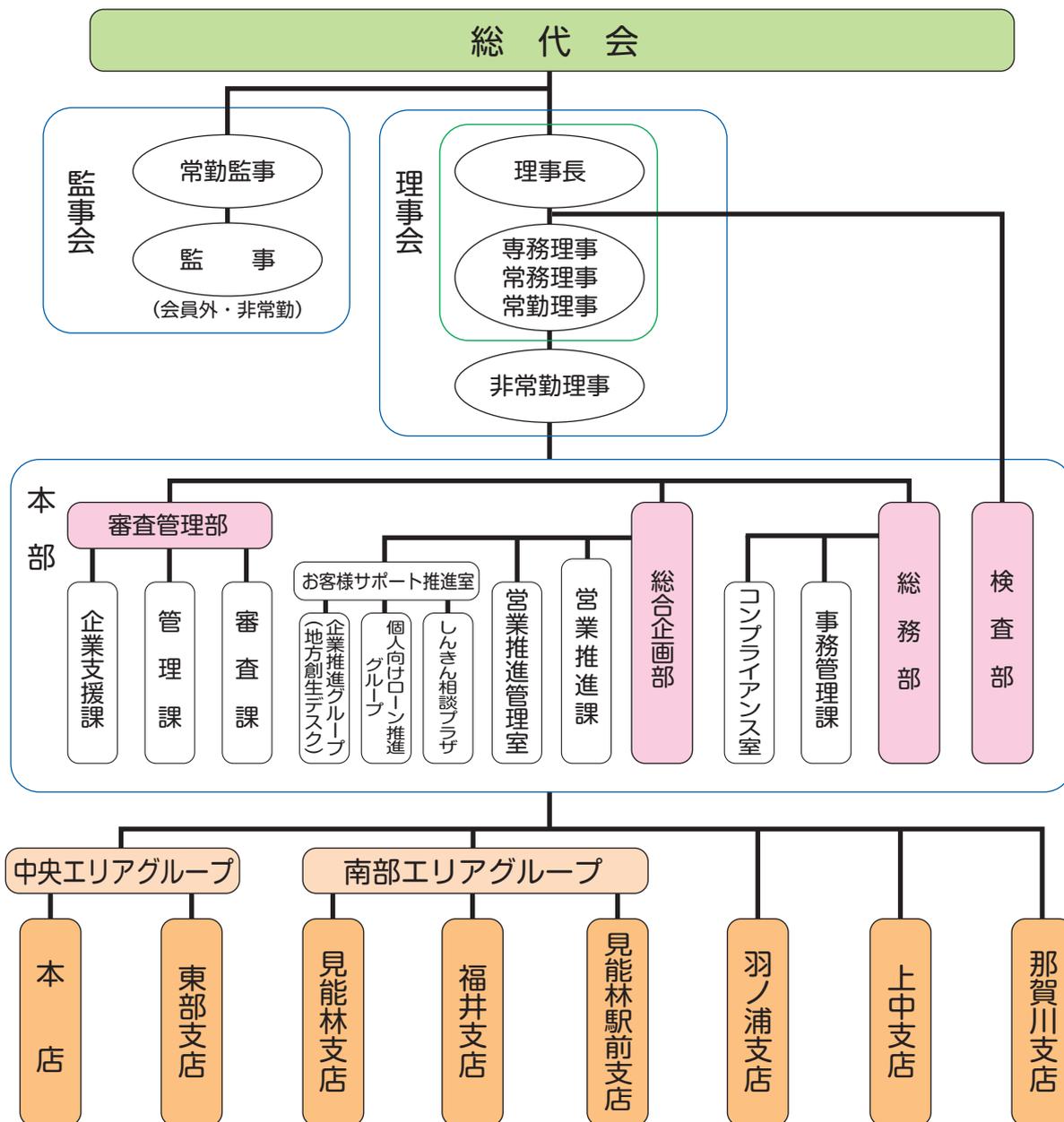
年代	構成比
30代	0.0
40代	6.7
50代	20.0
60代	31.7
70代	41.7

(注)業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限ります。

●業種別 (単位: %)

業種	構成比
製造業	26.8
農業・林業	9.8
漁業	2.4
建設業	14.6
運輸業・郵便業	7.3
卸売業	2.4
小売業	9.8
不動産業	4.9
学術研究・専門・技術サービス業	2.4
宿泊業	2.4
飲食業	7.3
医療・福祉	4.9
その他のサービス	4.9

■組織図



業務運営

■役員一覧

(2021年6月末現在)

理事長	佐竹義治	常勤監事	榊原和弘
常務理事	稲飯	員外監事	庄野利雄
常務理事	尾崎正典		
常勤理事	篠原浩之		
常勤理事	武田祥治		
常勤理事	手束勤		
理事※	岡下清一郎		
理事※	平野惣吉		
理事※	萩野敏則		



那賀川

※…信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事

# 主要な業務内容

## ■金庫の主要な事業の内容

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証または手形の引受け
  - (2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得または譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理

信金中央金庫	独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構
株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人農林漁業信用基金	公益財団法人不動産流通推進センター
株式会社商工組合中央金庫	一般社団法人しんきん保証基金	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人福祉医療機構	年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人住宅金融支援機構
一般社団法人高齢者住宅財団		
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
    - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
  - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (11) 振替業
  - (12) 両替
  - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く）
  - (14) 金融等デリバティブ取引（（5）および（13）に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (15) 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が（5）の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。（（2）の業務に該当するものを除く。）
  - (16) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記（4）により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
  - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。）
  - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子記録債権記録業に係る業務

## 主要な業務内容

### 金庫の業務のご案内

信用金庫は地域の中小企業や住民の皆様のための会員制度による協同組織の地域金融機関です。当金庫は地元の中小企業や個人の皆様に円滑また迅速な金融情報サービスを提供するため小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しております。また、地域の皆様のニーズにお応えすべく商品性、サービス内容の充実に日々努めております。

### ●預金業務（ご預金）

当金庫では、豊富な預金商品を用意し地域のお客様の着実な資産づくりをお手伝いし、地元金融機関としてお客様とのつながりを大切にする金融機関を目指しております。

2020年度は「新型コロナウイルス感染症対策、寄付金付き定期預金〈みんなの力〉」「あんしんウインター定期預金」を販売し、お客様からご好評をいただきました。

これからも当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりをお手伝いし、地域金融機関としてお客様とのつながりを大切にする金融機関を目指してまいります。

### ●融資業務（ご融資）

当金庫では、お客様の資金ニーズにお応えできるよう小口多数取引に徹するとともに当金庫ならではの商品・サービスを用意しております。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた地域事業者様や個人のお客様に対し、金融支援をはじめとする総合的な支援に全力で取り組みました。

これからも地域金融機関として支援体制を充実させ「地域になくてはならない金融機関」を目指してまいります。

### ●為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等を取扱っており、数多くのお客様にご利用いただいております。信用金庫の店舗は全国に約7,181店舗、CD・ATMは約2万台設置しています。信用金庫のキャッシュカードなら、全国どこでも入出金ができ、しかも平日・土曜日のご利用手数料が無料です。

また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して振込がご利用いただけるサービスも取扱っております。

### ●付随業務

【代理業務】 ○日本銀行歳入代理店 ○地方公共団体の収納金取扱業務  
○日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ○保護預かりおよび貸金庫業務等  
【債務の保証】 【公共債の引受】 【国債の窓販業務】 等

### ●事業支援

当金庫では専門家を派遣を中心とした事業支援に取り組んでいます。お客様の様々な課題に対応できるよう専門性の高いアドバイザーを全国からさがし、売上・収益向上を目指して二人三脚でサポートしています。

### ●相談業務

相続や資産形成、老後の不安等、様々な人生の悩みについてのご相談に、各種専門家（税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、フィナンシャルプランナー等）と連携しワンストップでお応えしております。

しんきんなんでも相談窓口ホットラインのご案内

ご融資、預金など商品に関すること…

年金、税金、法律の無料相談のご利用など、ご要望に応じて最適なセクションにご案内いたします。

ご相談内容によっては、休日の出張相談もご利用いただけます。



あんしん

# なんでも相談窓口ホットライン

まずはお気軽に  
お電話ください!

フリーダイヤル



# 0120-122-631

営業時間（予約受付時間） 平日 午前9:00 ~ 午後5:30

## 営業・サービスのご案内

### 預金商品

「ためる」「ふやす」「支払う」など、お客様のニーズにお応えするため各種商品をお取り扱いしています。

商品名	内容	期間	金額	預金保険制度
当座預金	ご商売に欠かせない預金です。代金の決済に安全で便利な手形や小切手をご利用下さい。			一金融機関一人当たり元本一、〇〇〇万円とその利息等が保護されます。
無利息型普通預金	お財布、家計簿代わりに便利です。キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。	自由	1円以上	
普通預金	ただし、無利息型普通預金はお利息はつきません。			
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットし、預ける・貯める・受け取る・支払う・借りる・引き出す・お買い物の7つの機能をドッキングさせた便利な口座です。 普通預金の残高が不足のときは、定期預金の90%以内、300万円までの自動融資が受けられいざというときも安心です。また、キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。	(普通預金部分) 自由	1円以上	
		(定期預金部分) 3か月以上 5年以下 ※自動継続	1万円以上	
貯蓄預金	個人の方を対象とした出し入れ自由な預金です。基準残高を超えれば定期預金なみの金利がつき、お預け入れ残高に応じて5段階の金利を設定しております。	自由	基準残高 10万円	
通知預金	まとまった資金の短期での運用に最適な預金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税に備える預金です。	自由 (納税のみ)	1円以上	
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。 1,000万円以上の資金を安全確実に運用するには最適な定期預金です。	1か月～5年	1,000万円 以上	
自由金利型定期預金 (スーパー定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。まとまった資金を効率よく運用するには最適な定期預金です。	1か月超5年未満 の期日指定も可能です	500円以上	
期日指定定期預金	1年複利の高利回りの定期預金です。1年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	最長3年	500円以上 (上限300万円未満)	
変動金利定期預金	預入日から6か月ごとに、その時点での利率に変動する定期預金です。個人の方のみ半年複利が選択できます。	3年	500円以上	
積立定期預金	あらかじめ指定していただいた積立期間中は一定ないし任意の金額をいつでも何回でも預入ができ、計画的に貯蓄ができる有利な定期預金です。(1回の預入金額は500円以上300万円未満)	1年～5年	1回当たり 500円以上 300万円未満	
一般財形預金	お勤めの方の毎月の給与やボーナスから、一定額を天引きして有利に積立てる預金です。目的は自由です。	3年以上	1,000円以上	
財形年金預金	個人年金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。財形住宅預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
財形住宅預金	持ち家として住宅取得資金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。財形年金預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
スーパー定期積金	目標を定めて毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。毎月、ご家庭や職場に集金に、もしくは掛込み(入金)に便利な、口座振替もご利用いただけます。	1年～5年	1,000円以上 整数倍	



お客様のご預金の保護について、詳しくは22ページをご覧ください。

上記預金商品はすべて預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度についての詳細は当金庫の窓口または、預金保険機構 (tel: 03-3212-6029) までお問い合わせ下さい。

# 営業・サービスのご案内

## 融資商品

地域に根ざした金融機関として個人のお客様の資金需要にお応えし、豊かな暮らしづくりのお手伝いをしています。

商品名	内 容	期 間	金 額
割 引 手 形	商業手形の割引をいたします。	融資金額や期間については、営業店の担当者にご相談下さい。	
手 形 貸 付	さまざまな短期運転資金をご融資いたします。		
証 書 貸 付	長期の設備資金・運転資金にご利用ください。		
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	資金が必要な時、ご契約の範囲内で反復利用できます。		
代 理 業 務	信金中央金庫・住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等のご融資を取扱っております。		
し ん き ん カ ー ド ロ ー ン	お使い道自由（事業資金は除く）。 カード1枚でいつでもスピーディにご利用いたします。	3年	10万円以上 100万円以内
個 人 ロ ー ン (しんきん保証基金付)	お使い道自由（事業資金は除く）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	500万円以内
シ ニ ア ラ イ フ ロ ー ン (しんきん保証基金付)	公的年金受給者で、当金庫に年金受取口座を指定して下さっている方を対象にお 使い道自由（事業資金、投機的資金等は除く）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	100万円以内
福 祉 プ ラ ン (しんきん保証基金付)	申込人のご親族のための ①介護用機器の購入・設置費用 ②老人ホーム入居一時金(退去時に返還されるものも含む)にご利用下さい。	10年以内	500万円以内
き っ っ する カ ー ド ロ ー ン (信金ギャランティー(株)付)	お使い道自由（事業資金も可）。 カード1枚でいつでもスピーディにご利用いたします。	3年毎 自動更新	50万円以上 500万円以内 (10万円単位) ただし、専業主婦 の方は50万円を 限度とさせていただきます。
き っ っ する フ リ ー ロ ー ン (信金ギャランティー(株)付)	お使い道自由（事業資金も可）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	10万円以上 500万円以内 (10万円単位) ただし、専業主婦 の方は50万円を 限度とさせていただきます。
カ ー ラ イ フ プ ラ ン (しんきん保証基金付)	マイカーの購入・車検・修理資金のほか運転免許証の取得にご利用ください。	10年以内	1,000万円以内
教 育 プ ラ ン (しんきん保証基金付)	大学院・大学・短大・専門学校・専修学校に入学または在学の方の授業料・下宿代 など就学にかかる資金としてご利用ください。	16年以内	1,000万円以内
教 育 カ ー ド ロ ー ン (しんきん保証基金付)	保育園～大学院（予備校、専門学校含む）への納付金および就学にかかる付帯費用 にご利用下さい。 なお、在学期間中は利息のみのお支払いとなっております。	当座貸越期間中 5年以内 証書貸付に切替後 10年以内	50万円以上 300万円以内 (10万円単位)
あ ん し ん フ リ ー ロ ー ン (オリックス・クレジット(株)付)	お使い道自由（事業資金は除く）。 暮らしに必要な資金や借換にご利用ください。	10年以内	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)
フ リ ー ロ ー ン ク イ ッ ク ひ か り (㈱クレディセゾン保証付)	お使い道自由（事業性の資金や肩代わり資金にもご利用可能）。 必要に応じてご利用ください。	7年以内	10万円以上 300万円以内
し ん き ん 住 宅 ロ ー ン (しんきん保証基金、全国保証(株)付)	居住を目的とする不動産（土地・建物〈中古住宅を含む〉）の取得、または新築・ 増改築に要する資金にご利用いただけます。 親から子へ返済を継承していく親子リレーローンもご利用いただけます。信用金庫 団体信用生命保険を付保しますので償還期間中に死亡・高度障害になった場合でも 安心です。 また、8大疾病補償の取り扱いもしております。	35年以内	5,000万円以内
無 担 保 住 宅 ロ ー ン Pure (しんきん保証基金付)	自宅の購入資金、住宅ローンの借換等の住宅資金全般に無担保・固定金利でご利用 いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リ フ ォ ー ム プ ラ ン (しんきん保証基金付)	家屋のリフォーム費用にご利用下さい。また、家屋のリフォームと併せれば、既存 融資の借換、他行住宅ローンの借換も可能です。	15年以内	1,000万円以内
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン (しんきん保証基金付)	職域サポート契約先のお客様（代表者、役員、従業員（パート・アルバイト等の非 正規社員の方も含む））を対象に健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用 下さい。	10年以内	500万円以内
事 業 用 「あ ん し ん ソ ー ラ ー ロ ー ン」	10KW以上の発電能力を有する太陽光発電設備に係る資金にご利用ください。	20年以内	3,000万円以内
創 業 サ ポ ー ト ロ ー ン	創業・起業に伴う設備資金および運転資金にご利用ください	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	2,000万円以内
リ ス タ ー ト	おまとめ専用ローン（事業資金は除く）	15年以内	1,000万円以内
リ ス タ ー ト S	他金融機関を含めたローン等の借換にご利用ください。		200万円以内

業務のご案内

### 金融商品利用についての留意事項

それぞれの商品のご利用につきましては、その商品の内容や規定、現在のご利用額などをご確認  
いただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。



## 営業・サービスのご案内

### 各種サービス

為替業務	全国の金融機関と結んだ為替ネットワークにより、送金や振込、代金取立などの業務を正確に取扱いし、また海外への送金（信金中央金庫への取次）なども取扱っています。
証券業務	利付国債をはじめ、個人向け国債など、各種国債のご購入ができます。また国債の売却の他、利金のお支払い等もお取り扱いしています。
年金受給者向けサービス	年金を当金庫でお受け取りの方は、金利上乘せ定期預金「年金プレミアム定期」をはじめ各種の優待サービスが受けられます。また、年金友の会では定期的に観劇ツアー等を実施し、ご好評をいただいております。 また年金振込をご契約されたお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。 （ただし、月5回まで、時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。）
給与振込	給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。これにより安全なことはいうまでもなく、確実でムダのない財産づくりが可能です。 また、給与振込をご契約されたお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。 （ただし、月5回まで、時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。）
自動支払	電気料・電話料・水道料などの公共料金や各種料金などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするシステムです。
自動受取	厚生年金・国民年金・共済組合年金・株式配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。入金された日から利息がつきますから、便利でおトクです。
定額自動送金	毎月ご指定の預金口座から一定日に一定額を自動的に引き落とし、指定口座へ振込みます。家賃の振込や学資の仕送りなどに便利です。
ATM振込サービス	ATMにより全国の金融機関へのお振込みができます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合に便利です。
でんさいネット	事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的とし、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権です。支払いに関する面倒な事務負担の軽減、手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化等、業務の効率化が図れます。またペーパーレスですので紛失や盗難の心配もなくなります。
「しんきん通帳」アプリ	スマートフォン専用アプリから、口座の残高、入出金明細をいつでも確認できます。また、通帳アプリ機能をご利用いただくことで、紙媒体の通帳が不要となります。
インターネットバンキングサービス	お振込み及び、残高の照会、入出金明細の照会がパソコンやスマートフォンから簡単に行えます。 （ただし、ご利用にあたっては営業店へのお申込みが必要です。）
モバイルバンキングサービス	お振込みおよび、残高の照会、入出金明細の照会が携帯電話から簡単に行えます。 （ただし、ご利用にあたっては営業店へのお申込みが必要です。）
テレホンバンキングサービス	残高の照会、入出金明細の照会が電話一本でカンタンに、どこからでも、好きな時間にご利用できます。（キャッシュカードをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。）
四国しんきんカード（VISAカード）	海外だっておてのもの！ 買い物も食事も加盟店ならサインひとつでお支払いができ、急に現金が必要なときは「キャッシングサービス」が受けられます。
キャッシュサービス	阿南信用金庫の本店・支店はもちろん全国の信用金庫・銀行、J Aバンク、特定のコンビニ等のATMでお引き出しができます。当金庫では店舗外でもATMを備え、お客様の利便性を図っております。
しんきんゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国どこもしんきんATMでも、平日・土曜のご利用手数料が無料となっております。（ただし、日曜、祝休日、時間外のご利用には所定の手数料が必要です。）なお、四国地区内提携金庫カードをご利用のお客様につきましてはCD・ATMにかかる時間外ご利用手数料は、すべて無料となっております。
貸金庫サービス	羽ノ浦支店において、貸金庫がご利用できます。 あなたの大切な財産を金庫室で安全に保管し、火災・盗難・地震からお守りします。

※四国地区内の提携金庫とは、阿南信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、観音寺信用金庫、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、幡多信用金庫、高知信用金庫です。

# 手数料一覧

## 振込手数料

※手数料には消費税等を含みます。(2021年7月1日現在)

### ●窓口をご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	220円	440円
本支店宛	330円	550円
他行宛	文書扱い	660円
	電信扱い	880円

### ●自動振込およびATMをご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	110円
本支店宛	110円	220円
他行宛	330円	440円
土曜日14:00以降 および日曜・祝日	上記振込手数料の他にATM時間外手数料110円を申し受けます。	

### ●インターネットバンキングをご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	無料
本支店宛	無料	無料
他行宛	275円	385円

### ●インターネットバンキングなどの手数料

#### ●インターネットバンキング手数料(月額)

利用料	個人	法人
	無料	無料(キャンペーン中)

※別途振込手数料等の所定の手数料が必要となります。

#### ●ANSER手数料(月額)

残高、取引明細照会手数料(法人顧客のみ)	1,100円
振込通知、取立通知、自動引落通知	1,100円
入出金明細通知	2,200円

※個人契約の方は、ANSER手数料が無料となります。

#### ●でんさいネットサービス手数料

種類	手数料 (インターネット利用)	手数料 (窓口利用)
月額基本手数料	無料	無料
発生記録(債務者請求方式)	220円	1,100円
発生記録(債権者請求方式)	220円	1,100円
譲渡記録	220円	1,100円
分割譲渡記録(割引含む)	220円	1,100円
保証記録	220円	1,100円
変更記録	220円	2,200円
支払等記録	220円	1,100円
口座間決済	無料	無料
各種取引	220円	220円
口座間決済取消	220円	220円
各記録承諾	無料	無料
支払不能情報照会	-	3,300円
開示	無料	3,300円
指定許可登録	無料	無料
残高証明書	-	4,400円

#### ●融資関係手数料

取扱い手数料 不動産担保	・(根) 抵当権設定	設定額 100万円未満	11,000円
	・(根) 抵当権追加設定	設定額 100万円以上	33,000円
	・根抵当権極度増額	500万円未満	55,000円
	・根抵当権譲受	500万円以上	55,000円
取扱い手数料 動産譲渡担保	・順位変更		33,000円
	・追加設定		33,000円
	・一部抹消、譲渡		22,000円
	・その他変更登記		22,000円
取扱い手数料 債権譲渡担保	・設定(※融資額=被担保債権の額)	融資額 100万円以上	11,000円
		融資額 100万円以上 300万円未満	22,000円
		融資額 300万円以上	33,000円
			22,000円
融資条件変更手数料	・延長登記		22,000円
	・一部抹消登記、解除		22,000円
	・設定(※融資額=被担保債権の額)	融資額 100万円以上	11,000円
		融資額 100万円以上 300万円未満	22,000円
融資関係手数料	・延長登記	融資額 300万円以上	33,000円
	・一部抹消登記、解除		22,000円
	・融資期限の延長		22,000円
	・元金返済猶予		11,000円
	・返済方法の変更		11,000円
	・保証人の変更方法		11,000円
	・一部繰上返済		11,000円
	・全額繰上返済(違約金を徴収するものを除く)		11,000円
	・繰上返済手数料(一部、全部) (NEW住マイる)	1件(1契約ごと)につき	11,000円
	・繰上返済手数料 (NEW住マイるα)		
・固定金利期間選択時			
融資証明書発行手数料	1通につき	11,000円	
	変動金利期間中(一部、全部)	5,500円	
	固定金利期間中(一部)	33,000円	
	返済額 100万円未満	33,000円	
	返済額 100万円以上 200万円未満	44,000円	
	返済額 200万円以上	55,000円	
		5,500円	

### ●取立手数料

支払場所	当庫	代金取立		
		入金小切手等取立		
支払場所	同一店内	無料	無料	
		440円	無料	
	他行	同一手形交換所 (徳島手形交換所管内)	440円	220円
		異なる手形交換所 // (至急扱い)	660円 (880円)	660円

### ●特殊扱い手数料

振込組戻し料	660円
取立手形組戻し料	660円
不渡り手形返却料	660円
取立手形店頭呈示料	660円

ただし、660円を超える実費を要する場合は、その実費額といたします。

### ●その他の手数料

各種証明書発行手数料(残高証明等)	220円
取引証明書発行手数料	550円
取引履歴照会手数料	550~2,200円
保護預り手数料	1,320円
貸金庫A(高7.6 幅29.3 奥行58cm) 利用料(年額)	6,600円
貸金庫B(高15.2 幅29.3 奥行58cm) 利用料(年額)	13,200円

### ●その他手数料

#### ●手形・小切手関係手数料

小切手帳	660円
手形帳	440円
自己宛小切手発行手数料	550円
マル専手形発行手数料	550円
マル専当座発行手数料	3,300円

#### ●発行・再発行手数料

通帳・証券再発行	550円
キャッシュカード再発行	550円
その他のカード再発行	550円
ローンカード発行手数料	1,100円
事業者カード発行手数料	1,100円
ドリームカード発行手数料	1,100円

#### ●両替(紙幣・硬貨)手数料および硬貨精査手数料

精査枚数	1枚~300枚	無料
//	301枚~500枚	110円
//	501枚~1,000枚	330円
//	1,001枚~2,000枚	440円

※2,001枚以上については1,000枚ごとに330円を加算いたします。  
※枚数は、入金・出金枚数のいずれか多い方とさせていただきます。

● CD・ATM利用手数料

	平 日			土 曜 日			日 曜 日 ・ 祝 日		
	時間	入金	出金	時間	入金	出金	時間	入金	出金
1. 当金庫のカード または 四国地区内提携金庫カード ご利用のお客様	8:45~20:00	無料	無料	9:00~20:00	無料	無料	9:00~20:00	無料	無料
2. 他の信用金庫のカード ご利用のお客様	8:45~18:00	無料	無料	9:00~14:00	無料	無料	9:00~20:00	110円	110円
	18:00~20:00	110円	110円	14:00~20:00	110円	110円		110円	110円
3. 4業態金融機関のカード ご利用のお客様	8:45~18:00	110円	110円	9:00~14:00	110円	110円	9:00~17:00	110円	110円
	18:00~20:00	220円	220円	14:00~17:00	220円	220円		220円	220円
4. 他の金融機関のカード ご利用のお客様	8:45~18:00	110円	110円	9:00~14:00	110円	110円	9:00~17:00	-	-
	18:00~20:00	220円	220円	14:00~17:00	220円	220円		220円	220円
5. 郵便貯金(郵貯)のカード ご利用のお客様	8:45~18:00	110円	110円	9:00~14:00	110円	110円	9:00~17:00	-	-
	18:00~20:00	220円	220円	14:00~17:00	220円	220円		220円	220円

※ 四国地区内の提携金庫とは、阿南信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、観音寺信用金庫、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、幡多信用金庫、高知信用金庫です。  
 ※ 4業態金融機関とは、第二地方銀行、信用組合、労働金庫です。  
 ※ 他の金融機関とは、都市銀行、地方銀行、農業協同組合です。  
 ※ 特定のキャッシュコーナーは、上記と異なる場合がありますので取引店におたずね下さい。なお、各コーナーの稼働時間につきましては24ページをご覧ください。  
 ※ 給与または年金振込を当金庫でご契約いただいているお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。(月5回までキャッシュバックになります。)

## ご預金の保護・キャッシュカード被害補償

### ■ お客様のご預金の保護について

お客様のご預金は預金保険制度によって一定額まで保護されております。預金保険制度とは、金融機関が破綻等により預金の払出しができなくなった場合などに、預金者を保護し、信用秩序の維持に資することを目的として、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が行う保険制度です。

預金保険の対象と、保護の範囲は次のとおりです。

預金等の分類		保護の範囲
対象預金 預金保険 等の	決済用預金(注1) 一般預金等(注2)	当座預金・ 利息の付かない普通預金等 利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・ 元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等
預金保険の 対象外預金等	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒット など)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	全額保護(恒久措置) 合算して元本1,000万円までとその利息等(注2)を保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支 払われます(一部カットされることがあります) 保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。  
 当金庫では、お客様に一層のご安心をいただくため、無利息型の普通預金(決済用預金)を取扱っております。  
 (注2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。  
 ※ 金融機関が合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って保護される預金等の範囲は預金者1人あたり「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」とその利息等となります。  
 この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

### ■ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

当金庫では、偽造・盗難等によってお客様の大切なご預金が不正に引き出された場合、次の基準で補償させていただきます。

#### 偽造キャッシュカード被害に遭われた場合

- お客様に重大な過失がなかった場合  
原則として被害額の全額を補償させていただきます。
- お客様に重大な過失があった場合  
被害額は補償いたしかねる場合があります。

補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

#### 盗難キャッシュカード被害に遭われた場合

- お客様に重大な過失がなかった場合  
原則として被害額の全額を補償させていただきます。
- お客様に過失(重大な過失以外)があった場合  
原則として被害額の75%を補償させていただきます。
- お客様に重大な過失があった場合  
被害額は補償いたしかねる場合があります。

なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうるケースは次のとおりです。

- お客様の「重大な過失」となりうる場合
  - ① 他人に暗証番号を知らせた場合(※)
  - ② 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
  - ③ 他人にキャッシュカードを渡した場合(※)
  - ④ その他①~③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合

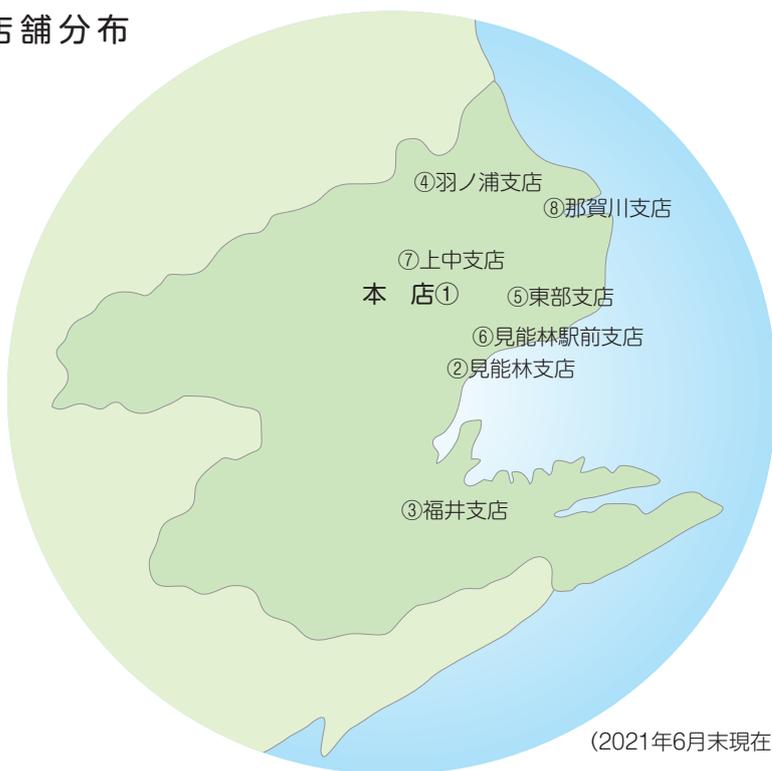
※ 病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせてうっかりキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

# 営業地区・店舗分布

## ■ 営業地区



## ■ 店舗分布



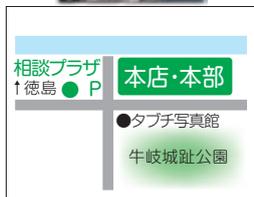
(2021年6月末現在)

地図位置	店舗名	店舗番号	郵便番号	住所	電話番号
①	本部	-	〒774-0030	阿南市富岡町トノ町28番地14	0884 (22) 1226
①	本店	001	〒774-0030	阿南市富岡町トノ町28番地14	0884 (22) 1225
②	見能林支店	002	〒774-0021	阿南市津乃峰町東分116番地1	0884 (27) 0067
③	福井支店	004	〒779-1620	阿南市福井町古津159番地1	0884 (34) 2848
④	羽ノ浦支店	005	〒779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ21番地1	0884 (44) 3618
⑤	東部支店	007	〒774-0005	阿南市向原町天羽畷77番地2	0884 (22) 9600
⑥	見能林駅前支店	008	〒774-0017	阿南市見能林町志んじゃく30番地2	0884 (23) 3636
⑦	上中支店	009	〒774-0044	阿南市上中町岡186番地5	0884 (23) 1688
⑧	那賀川支店	010	〒779-1242	阿南市那賀川町赤池139番地3	0884 (42) 2345



サイクリングロード(中林海岸)

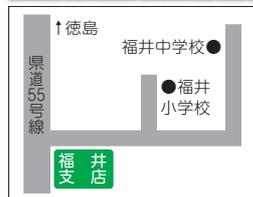
## 店舗・自動機コーナー



①本店・本部



②見能林支店



③福井支店



④羽ノ浦支店



⑤東部支店



⑥見能林駅前支店



⑦上中支店



⑧那賀川支店

### 自動機コーナー (2021年6月末現在)

#### 店舗内キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
当金庫の全店舗に設置しております。	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00

#### 店舗外キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
長浜出張所	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
橘出張所			
椿泊出張所	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00

#### 共同設置キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
阿南市役所	8:45~18:00		
日亜化学工業	8:00~19:00	9:00~17:00	

※共同設置キャッシュコーナーでは、ご入金、お振込み、通帳記帳のサービスはご利用いただけません。

### 通帳・キャッシュカード紛失等 緊急時のご連絡先

曜日・時間	連絡先
・平日 (店舗営業時間内) : 8:45~17:00	お取引店へご連絡ください。 (23ページ店舗一覧をごらんください。)
・平日 (店舗営業時間外) : 17:00~(翌)8:45	しんきんATM監視センターへご連絡ください。 (電話番号 06-6454-6631)
・土曜、日曜、祝日 : 24時間対応	当金庫ATMコーナーに備え付けの電話機からは、直通でご連絡いただけます。

# リスク管理態勢

## ■リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、金融技術の高度化等の進展ともない、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

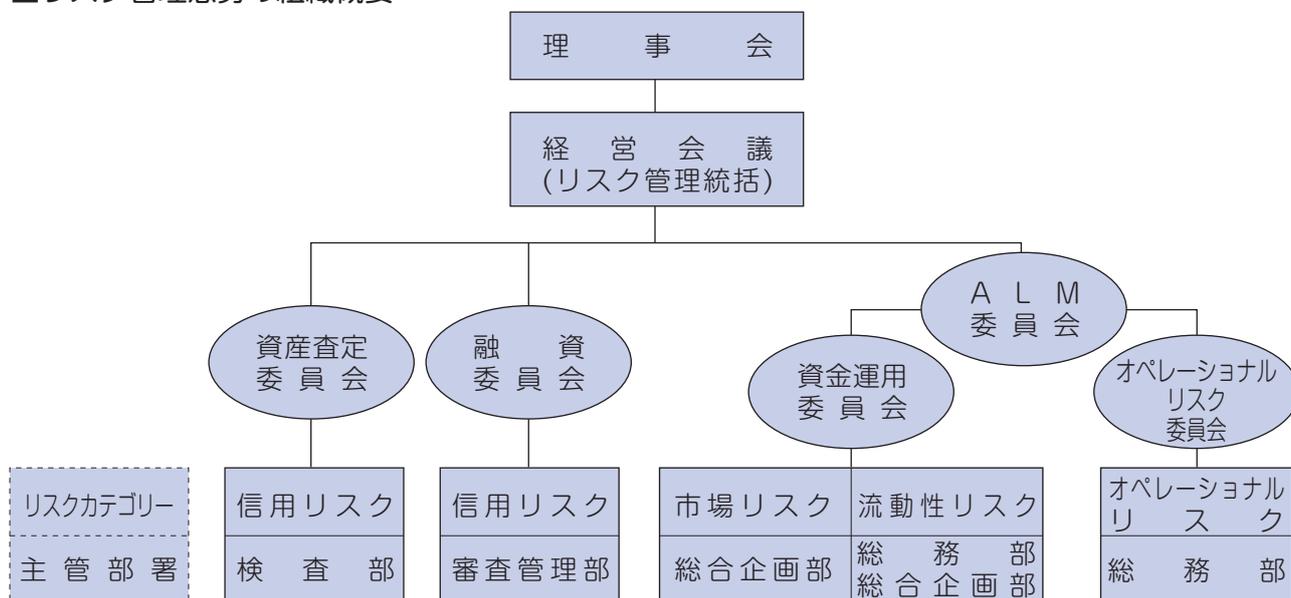
こうした環境下、今後とも継続して地域に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置づけ、管理すべきリスクをその特性により「コントロールすべきリスク」と「極小化すべきリスク」に大別し管理することとしております。

「コントロールすべきリスク」は信用リスク、市場リスク、流動性リスクとし、リスクの計量化、相互牽制態勢の強化等の管理手法により対応しており、これらのリスクを管理し適正に経営資源を配分することにより収益の確保に努めています。

一方、「極小化すべきリスク」はオペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）とし、権限・事務手続きの明文化、内部検査の強化等により対応しており、これらのリスクを管理することにより当金庫の信頼性の確保を図っています。また、リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を定め、リスク管理を統括する経営会議とその下部組織としてALM委員会、資産査定委員会、融資委員会の設置によるリスク管理態勢の構築により、各種リスクの分析と確実なリスクの回避による適切な収益の確保に積極的に取り組んでおります。

さらに、多様なリスク資産への分散投資を推進することに伴い、統合的リスク管理の手法を導入し、適切なリスクコントロールを実施しています。具体的には、市場リスク、信用リスクについてリスク量を把握することによって、経営体力（自己資本）の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとしています。

## ■リスク管理態勢の組織概要



### 信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。

### 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

### オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事件、事務ミス、災害等から生じる損失に係るリスクのことです。当金庫では、システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、重要度の高いリスクとして認識しています。

### 用語のご説明

#### ・バーゼルⅢ

バーゼルⅢはスイスの都市バーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率規制のことをいいます。

具体的には国際的に業務を展開している銀行を対象に自己資本の質と量を見直し、普通株と内部留保などからなる「中核的自己資本（Tier1）」を、投資や融資などの損失を被る恐れがある「リスク資産」に対して、一定割合以上持つように義務づけるものであります。

一方、当金庫を含む国内業務のみを行なう金融機関に対しては、バーゼルⅢで意図されたことの中から、良い部分を取り入れたものを最終的な国内基準（新しい自己資本比率規制）として平成26年3月31日から施行されることとなりました。

具体的にはこれまで通り最低自己資本比率4%という基準を維持しつつ、自己資本の質を強化することを目的とした規制となっています。

- 27 ①自己資本の構成に関する事項
- 28 ②自己資本の充実度に関する事項
- 29 ③信用リスクに関する事項
- 31 ④信用リスク削減手法に関する事項
- 31 ⑤派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 31 ⑥証券化エクスポージャーに関する事項
- 32 ⑦出資等エクスポージャーに関する事項
- 33 ⑧オペレーショナル・リスクに関する事項
- 33 ⑨金利リスクに関する事項

※連結における開示事項については、対象がないため表示しておりません。

### 用語のご説明

#### ■自己資本比率規制の3つの柱について

自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

##### ・第1の柱

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本比率を定めています。海外拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上あることが求められています。

バーゼルⅢでは、自己資本の質を強化することを目的としており、普通出資金、優先出資金と過去の利益の蓄積である内部留保に限定しています。

##### ・第2の柱

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と監督当局による検証が求められています。

##### ・第3の柱

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各種リスクの管理方法手続きやリスク量・計算手法等について、適切に情報開示することが求められています。

※信用集中リスクとは、与信が特定の業種や貸出先に偏ることによって生じるリスクをいいます。

※当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実を図るとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

# 自己資本の充実の状況等

## ■単体における事業年度の開示事項

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,534	4,718
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,152	1,155
うち、利益剰余金の額	3,416	3,598
うち、外部流出予定額 (△)	34	34
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	689	745
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	689	745
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,223	5,464
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	22
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	22
繰延税金資産 (一時差異以外に係るもの)	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段等	—	—
少額出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15	22
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)	5,207	5,441
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,145	59,635
資産(オ・パ・ラ)項目	54,672	59,166
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 121	△ 135
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	163	149
オ・パ・ラ取引等項目	473	468
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,797	2,980
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額	57,942	62,616
自己資本比率		
自己資本比率 ( (ハ) / (二) )	8.98%	8.69%

(注) 1. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。  
 2. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準 (平成18年金融庁告示第21号) に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## ■単体自己資本比率 (国内基準)



### ●自己資本比率

自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標で自己資本比率の水準 (自己資本の充実の状況) により経営改善計画の作成等の「早期是正措置」が発動されることがあります。

自己資本比率は金融庁長官が定める基準や算式に基づき算出しますが、国内のみで営業を行う信用金庫の場合、国内基準で4%以上を維持するように定められています。

### ●当金庫の自己資本比率について

今期の自己資本比率は8.69%となりました。有価証券および貸出金残高が増加したことによりリスクアセットが増加したため、前年度比0.29ポイントの低下となりましたが、内部留保の充実を図っており、国内で業務を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を上回る水準を今期も維持しております。

### ●自己資本調達手段の概要

自己資本は、地域のお客さまからお預りしている出資金および当金庫が積み立てている積立金で構成されています。

## 用語のご説明

### ・コア資本

自己資本比率規制の中で使われる概念で、出資金や利益準備金、特別積立金などで構成されています。

### ・オフ・バランス取引

外国為替予約取引など取引時点で元本の移転を伴わず、貸借対照表に計上されない取引をいいます。

# 自己資本の充実の状況等

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額 合計	55,145	2,205	59,635	2,385
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	53,779	2,151	56,915	2,276
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	338	13	342	13
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,869	234	5,420	216
法人等向け	26,445	1,057	29,086	1,163
中小企業等向け及び個人向け	9,201	368	9,388	375
抵当権付住宅ローン	967	38	936	37
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	460	18	318	12
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	75	3	315	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	390	15	668	26
出資等のエクスポージャー	390	15	668	26
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	10,029	401	10,436	417
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	396	15	396	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	163	6	149	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	473	18	468	18
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,487	59	2,854	114
ルックスルー方式	1,487	59	2,854	114
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	163	6	149	5
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,797	111	2,980	119
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	57,942	2,317	62,616	2,504

- (注) 1. 所要自己資本比率=リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況等

## (3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

### ●リスク管理の方法および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資委員会を設置し与信ポートフォリオ管理をはじめ信用リスク管理の徹底を図るとともに、貸出審査管理部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を取っております。

信用リスク評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、将来予想される損失については、法令等に基づき厳格な資産の自己査定を実施し、適切な償却・引当を実施するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

なお、自己資本比率算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しております。標準的手法は、リスク・ウェイトの判定に適合格付基準の信用評価 (外部格付) の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することとなります。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1. 格付投資情報センター | 3. S&Pグローバル・レーティング         |
| 2. 日本格付研究所    | 4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク |

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引		債 券				2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国 内	111,900	120,564	56,551	60,490	28,042	35,307	979	533
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	111,900	120,564	56,551	60,490	28,042	35,307	979	533
製 造 業	3,607	5,411	2,272	2,675	1,335	2,736	1	1
農 業、林 業	691	736	691	736	-	-	2	2
漁 業	401	346	401	346	-	-	101	10
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0	-	0	-	-	-	-
建 設 業	4,559	5,257	4,559	5,257	-	-	122	293
情 報 通 信 業	523	265	-	-	308	89	-	-
運 輸 業、郵 便 業	5,021	5,239	4,426	4,317	594	921	42	33
卸 売 業、小 売 業	2,658	2,977	2,457	2,674	201	303	4	4
金 融、保 険 業	39,330	37,935	3,457	3,716	11,102	11,849	-	-
不 動 産 業	7,518	8,237	6,517	6,630	1,000	1,606	296	11
電気、ガス、熱供給、水道業	7,461	9,948	5,416	7,303	2,045	2,644	-	-
物 品 賃 貸 業	137	131	137	131	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	477	603	477	603	-	-	-	-
宿 泊 業	2,269	2,374	2,269	2,374	-	-	25	25
飲 食 業	717	1,013	717	1,013	-	-	5	4
生活関連サービス業、娯楽業	632	814	632	814	-	-	-	-
教育、学習支援業	40	53	40	53	-	-	-	-
医 療、福 祉	1,885	2,111	1,885	2,111	-	-	-	-
その他のサービス	1,626	2,347	1,178	1,625	440	714	75	74
個・地方公共団体等	11,713	11,374	4,087	3,742	7,574	7,632	-	-
個 人	14,923	14,361	14,923	14,361	-	-	303	71
そ の 他	5,702	9,022	-	-	3,439	6,808	-	-
業 種 別 合 計	111,900	120,564	56,551	60,490	28,042	35,307	979	533
1 年 以 下	18,071	16,600	9,785	8,772	100	303	-	-
1 年 超 3 年 以 下	7,902	9,675	1,810	2,566	3,712	5,009	-	-
3 年 超 5 年 以 下	5,758	5,841	2,950	3,176	2,807	2,569	-	-
5 年 超 7 年 以 下	5,629	4,852	2,642	2,439	1,365	982	-	-
7 年 超	59,511	66,797	39,081	43,325	16,237	18,872	-	-
期間の定めのないもの	15,027	16,797	282	210	3,820	7,570	-	-
残 存 期 間 別 合 計	111,900	120,564	56,551	60,490	28,042	35,307	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 自己資本の充実の状況等

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	期末残高		期中の増減額
	2019年度	2020年度	
一般貸倒引当金	968	1,068	△ 154
個別貸倒引当金	1,216	1,564	348
合計	2,185	2,633	△ 28

(注)期首の残高および当期増加額、当期減少額については、47ページの貸倒引当金内訳をご覧ください。

### ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
製造業	71	282	9	210	-	-
農業、林業	47	47	40	-	-	-
漁業	6	5	△ 1	0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	222	218	△ 111	△ 4	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	112	33	77	△ 78	-	58
卸売業、小売業	173	240	48	66	-	-
金融、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	41	45	10	3	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	280	217	43	△ 62	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	148	278	△ 8	130	-	-
飲食業	5	0	4	△ 4	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	29	83	0	54	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	15	36	8	21	0	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人の	62	75	6	12	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
業種別合計	1,216	1,564	126	348	0	58

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しています。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	16,120	-	16,376
10%	-	4,779	-	8,126
20%	303	30,339	1,814	28,296
35%	-	3,660	-	4,193
50%	3,229	5,486	4,533	4,776
75%	-	15,240	-	16,647
100%	2,048	30,168	2,649	32,529
150%	-	523	-	620
200%	-	-	-	-
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計		111,900		120,564

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 用語のご説明

- ・**エクスポージャー**  
リスクにさらされている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- ・**リスク・ウェイト**  
自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めするために使用する資産や種類毎の掛目のことです。

## 自己資本の充実の状況等

### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」および「不動産担保取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」や各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める規定・基準等により適切な事務取扱いならびに評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会保証があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		637	835	2,390	2,500
①ソブリン向け		-	-	-	-
②金融機関および第一種金融商品取引業者向け		-	-	-	-
③法人等向け		274	472	-	-
④中小企業等・個人向け		306	286	2,259	2,397
⑤抵当権付住宅ローン		-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け		-	-	-	-
⑦三月以上延滞等		-	-	0	0
⑧上記以外		56	76	130	102

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、投資業務においては、主に有価証券運用の多様化の一環として購入しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握すると共に、ALM委員会で検討協議し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、他の運用商品と共に、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定すると共に、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理をしております。

#### ●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

##### イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

##### ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況等

### ●保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

#### イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

#### ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

### ●保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当ありません

## (7) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等について経営体力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する出資等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告をもとにした評価を適宜実施する等、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、株価指数の一定の変動幅を基に計測を行い、ALM委員会や経営会議においてその状況をモニタリングし、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、内部規程および一般に公正妥当と認められる企業会計慣行に従い適正な処理を行っています。

### ●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			貸借対照表計上額
						うち益	うち損		
上場株式	2019年度	—	—	336	334	△2	14	17	—
	2020年度	—	—	654	712	57	69	12	—
非上場株式等	2019年度	—	—	37	37	0	0	—	412
	2020年度	—	—	—	—	—	—	—	414
合計	2019年度	—	—	373	371	△2	14	17	412
	2020年度	—	—	654	712	57	69	12	414

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価額に基づいております。

2.上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金です。

### ●出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	2019年度	345	56	△31	—
	2020年度	431	136	△15	—

# 自己資本の充実の状況等

## (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて重要度の高いリスクであると認識し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

種 類	内容と当金庫の対応
事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、当金庫では、本部検査部門が営業店に対して定期的に臨店検査を実施する一方、営業店には店内検査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程の整備と研修の実施等により事務処理水準向上や事故の未然防止のために万全の体制をとっています。
システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムの故障・誤処理・不正利用・破壊や情報漏洩等により損失を被るリスクのことで、当金庫では、このリスクを排除・軽減するために、回線の二重化および情報漏洩防止等のセキュリティ対策を実施しています。
人的リスク	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正およびセクシャルハラスメント等の差別的行為から生じる損失・損害をいいます。
有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことで、当金庫では、風評リスク管理規程および管理要領を作成し全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情やマスコミ報道等の風評関連情報を確認するなど、十分な管理態勢を確保しています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額

2021年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、238百万円です。

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	エクスポージャー	リスクアセット	エクスポージャー	リスクアセット
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3,437	1,487	6,803	2,854
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる体制としております。

金利リスクは取ってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引受け、経営体力（自己資本）の範囲内でコントロールしていくものと認識しております。

当金庫では金利リスクについて市場リスクの一つとして管理しています。また金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうち、トレーディング勘定等を除く全ての金利感応度資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスク）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

また、当金庫ではALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。計測の頻度は月次ベースで計測をしています。

### ●金利リスクの算定方法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期は5年

流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

固定金利貸出の期限前償還については考慮していません。定期預金の期限前解約については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

複数の通貨の集計方法およびその前提については通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。また、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して金利リスクを算出しています。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて計算しています。またΔEVEとΔNIIに重要な影響を及ぼす内部モデル等の使用はしていません。

当金庫の重要性テスト結果は監督上の基準値である20%に対し2021年3月末現在47.0%となりますが、これをもって過大なリスクテイクを行っているということではなく、引き続き資産と負債のバランスを考慮したリスク管理を行ってまいります。

ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動とされています。

## 自己資本の充実の状況等

当金庫では、リスク資本配賦の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（信頼区間99.0%、観測期間5年、保有期間6ヵ月（有価証券）、1年（預貸金等））に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しておりリスクのコントロールを行っています。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し金利リスクを計測しています。

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		イ 当期末	ロ 前期末	ハ 当期末	ニ 前期末
1	上方パラレルシフト	2,560	2,307	94	64
2	下方パラレルシフト	—	—	8	7
3	スティープ化	2,038	1,846		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,560	2,307	94	64
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	当期末 5,441	前期末 5,207		

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### ■その他のリスクに関する事項

#### (1) 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

#### ●リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動もたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫では市場リスクに関する事項を審議する機関としてALM委員会を設置し、リスク・収益の状況に基づき経営会議において市場リスクを一元的に管理する体制としております。加えて、市場リスク量を計測し、リスク量を自己資本の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとし、その状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議へ報告しています。

リスク量については、VaRを用いて計測、管理を行っています。さらに、損益に影響を及ぼす可能性がある事象についてシミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てています。

#### (2) 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口やATMでの支払や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

#### ●リスク管理の方針および手続の概要

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しています。



資料編では、阿南信用金庫の財務諸表をはじめ、預金や融資の計数実績、経営指標などを紹介しております。

阿南信用金庫をより深くご理解いただくためにも是非お目通し下さい。

### 資料編目次

- 36 貸借対照表
- 38 損益計算書
- 39 剰余金処分計算書
- 39 会計監査人の監査について
- 39 財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認について
- 40 貸借対照表の注記
- 41 損益計算書の注記
- 42 役職員の報酬体系
- 43 経営指標
- 44 諸比率
- 45 預金・為替業務関係
- 45 貸出金関係
- 47 有価証券関係
- 48 金銭の信託関係
- 48 出資金関係
- 49 不良債権関係
- 51 阿南信用金庫のあゆみ
- 52 子会社・関連会社・信用金庫業界関連会社
- 53 開示項目一覧



亀崎漁港

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

**資産**  
お預りした預金を、どのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券による運用などがあります。また、土地、建物などの保有資産の状況も表しています。

**預け金**  
当金庫が他の金融機関に預けている資金です。当金庫では主に信金中央金庫の普通預金、定期預金などがあります。

**有価証券**  
国債や社債などの有価証券に投資した資金です。

**未決済為替貸**  
他の金融機関からの振込などをお客様へ支払った場合の相手金融機関への一時的な立替払いを表したものです。

**債務保証見返**  
お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表したものです。

**貸倒引当金**  
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てたものです。

科 目	2019年度	2020年度
( 資 産 の 部 )		
● 現 金	1,159	1,284
● 預 け 金	23,343	20,949
買 入 金 銭 債 権	1,214	1,175
金 銭 の 信 託	0	0
● 有 価 証 券	27,825	35,581
国 債	3,476	3,521
地 方 債	4,340	4,291
社 債	9,433	12,935
株 式	378	719
そ の 他 の 証 券	10,196	14,113
貸 出 金	55,948	59,787
割 引 手 形	57	17
手 形 貸 付	7,411	7,058
証 書 貸 付	46,698	51,334
当 座 貸 越	1,782	1,376
● そ の 他 資 産	732	608
未 決 済 為 替 貸	8	5
信 金 中 金 出 資 金	396	396
未 収 収 益	93	96
そ の 他 の 資 産	233	110
有 形 固 定 資 産	909	797
建 物	198	194
土 地	602	481
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	107	122
無 形 固 定 資 産	21	31
ソ フ ト ウ ェ ア	18	27
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	3
● 債 務 保 証 見 返	401	583
● 貸 倒 引 当 金	△ 2,185	△ 2,633
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,216)	(△ 1,564)
資 産 の 部 合 計	109,370	118,164

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

**負債**  
ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどが皆様からお預りしている預金です。

**未決済為替借**  
お客様から振込依頼を受けた時などに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に預かっておく勘定です。

**給付補填備金**  
定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(利息相当分)の所要額を保留しているものです。

**偶発損失引当金**  
金融機関と信用保証協会との責任共有制度に基づき、将来発生する可能性のある負担額を計上したものです。

**債務保証**  
お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することによって他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主なものに信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付に伴って行われる保証などがあります。

**利益剰余金**  
毎期の利益の積立金です。利益準備金、特別積立金、当期末処分剰余金などで構成されています。

**当期末処分剰余金**  
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」および「前期繰越金」等を合算したものです。計数が△表示の場合は、当期末処理損失金を表します。

**会員勘定**  
会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益金を合算したものです。

科 目	2019年度	2020年度
<b>( 負 債 の 部 )</b>		
預 金 積 金	94,932	102,965
当 座 預 金	1,449	1,632
普 通 預 金	24,853	29,906
貯 蓄 預 金	50	42
通 知 預 金	0	—
定 期 預 金	66,133	68,951
定 期 積 金	2,051	2,061
そ の 他 の 預 金	393	370
借 用 金	9,222	9,132
借 入 金	9,222	9,132
そ の 他 負 債	331	281
未 決 済 為 替 借	14	13
未 払 費 用	127	137
給 付 補 填 備 金	5	6
未 払 法 人 税 等	28	16
前 受 収 益	30	34
払 戻 未 済 金	0	0
職 員 預 り 金	25	21
そ の 他 の 負 債	99	51
賞 与 引 当 金	34	40
退 職 給 付 引 当 金	57	57
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61	66
偶 発 損 失 引 当 金	1	12
繰 延 税 金 負 債	51	193
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	20	16
債 務 保 証	401	583
負 債 の 部 合 計	105,113	113,350
<b>( 純 資 産 の 部 )</b>		
出 資 金	1,152	1,155
普 通 出 資 金	1,152	1,155
利 益 剰 余 金	3,416	3,598
利 益 準 備 金	590	640
そ の 他 の 利 益 剰 余 金	2,825	2,957
特 別 積 立 金	2,568	2,678
(うち目的積立金)	(360)	(360)
当 期 未 処 分 剰 余 金	256	278
(うち当期純利益)	(186)	(215)
会 員 勘 定 合 計	4,568	4,753
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 282	90
土 地 再 評 価 差 額 金	△ 28	△ 29
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 311	60
純 資 産 の 部 合 計	4,257	4,814
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	109,370	118,164

■ 損益計算書

(単位：千円)

**資金運用収益**  
貸出金や有価証券の利息など当金庫が資金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものは貸出金として運用されて得た利息収益です。

**役務取引等収益**  
お客様から受け入れた振込手数料やその他の受入手数料などの収益です。

**資金調達費用**  
資金を調達するために支払った費用のことです。この費用の大部分は預金利息です。

**役務取引等費用**  
為替の取次ぎ手数料や債務保証を受けた場合に支払う保証料など、他から受けた役務の対価として支払う費用です。

**貸倒引当金繰入額**  
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てた費用です。

**貸出金償却**  
回収見込みのない貸出金などを貸倒処理したものです。

**法人税等調整額**  
税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額です。

科 目	2019年度	2020年度
<b>経 常 収 益</b>	<b>2,111,921</b>	<b>2,415,424</b>
<b>資 金 運 用 収 益</b>	<b>1,789,278</b>	<b>1,562,218</b>
貸出金利息	1,072,741	1,179,695
預け金利息	43,247	36,199
有価証券利息配当金	659,811	330,551
その他の受入利息	13,477	15,771
<b>役 務 取 引 等 収 益</b>	<b>83,525</b>	<b>80,141</b>
受入為替手数料	29,666	29,807
その他の役務収益	53,859	50,334
<b>そ の 他 業 務 収 益</b>	<b>79,963</b>	<b>25,437</b>
国債等債券売却益	69,882	4,141
その他の業務収益	10,080	21,295
<b>そ の 他 経 常 収 益</b>	<b>159,154</b>	<b>747,627</b>
貸倒引当金戻入益	28,705	—
償却債権取立益	27,451	607,339
株式等売却益	98,426	138,604
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	4,571	1,684
<b>経 常 費 用</b>	<b>1,810,557</b>	<b>2,010,229</b>
<b>資 金 調 達 費 用</b>	<b>84,905</b>	<b>88,368</b>
預金利息	78,272	81,999
給付補填備金繰入額	2,989	3,135
借入金利息	3,522	3,126
その他の支払利息	121	107
<b>役 務 取 引 等 費 用</b>	<b>125,196</b>	<b>118,594</b>
支払為替手数料	14,221	14,329
その他の役務費用	110,974	104,264
<b>そ の 他 業 務 費 用</b>	<b>241,956</b>	<b>138,526</b>
国債等債券売却損	215,467	58,921
国債等債券償還損	26,476	79,573
その他の業務費用	12	30
<b>経 費</b>	<b>1,038,907</b>	<b>1,051,327</b>
人 件 費	630,708	653,040
物 件 費	394,632	385,137
税 金	13,565	13,149
<b>そ の 他 経 常 費 用</b>	<b>319,591</b>	<b>613,411</b>
貸倒引当金繰入額	—	526,152
貸出金償却	42	58,705
株式等売却損	318,792	15,104
その他資産償却	101	—
その他の経常費用	655	13,448
<b>経 常 利 益</b>	<b>301,363</b>	<b>405,195</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>	<b>1,109</b>
固定資産処分益	—	25
その他の特別利益	—	1,084
<b>特 別 損 失</b>	<b>49,125</b>	<b>131,737</b>
固定資産処分損	1,731	23
減損損失	47,394	131,713
<b>税引前当期純利益</b>	<b>252,238</b>	<b>274,568</b>
法人税、住民税及び事業税	75,747	50,823
<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	<b>△ 10,192</b>	<b>8,621</b>
<b>法 人 税 等 合 計 額</b>	<b>65,554</b>	<b>59,445</b>

※次ページへ続く

■ 損益計算書 (前ページより続き)

(単位：千円)

当期末処分剰余金

総代会にて処分方法の決議がなされる剰余金です。  
計数が△表示の場合は、当期末処理損失金を表します。

科 目	2019年度	2020年度
当 期 純 利 益	186,683	215,123
繰越金(当期首残高)	55,038	62,198
土地再評価差額金取崩額	14,996	1,154
● 当 期 未 処 分 剰 余 金	256,718	278,475

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2019年度	2020年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	256,718,682	278,475,851
(うち当期純利益)	186,683,661	215,123,025
(うち繰越金(当期首残高))	55,038,881	62,198,590
(うち土地再評価差額金取崩額)	14,996,140	1,154,236
積 立 金 取 崩 額	—	—
(うち経営安定強化積立金取崩額)	—	—
計	256,718,682	278,475,851
剰 余 金 処 分 額	194,520,092	224,609,929
利 益 準 備 金	50,000,000	50,000,000
特 別 積 立 金	110,000,000	140,000,000
普通出資に対する配当金	34,520,092	34,609,929
( 配 当 率 )	(年3%)	(年3%)
繰越金(当期末残高)	62,198,590	53,865,922

■ 会計監査人の監査について

決算関係書類については、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、「四国松山凜監査法人」の監査を受けております。

■ 財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認について

財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認書

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年 6月18日

阿南信用金庫

理事長 佐竹 義治

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
 

建物	19年~39年
その他の有形固定資産	3年~29年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のおおむね記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、債務者の支払能力を総合的に判断し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

内航海運業を営む企業に対する融資については業界の状況、特殊事情および健全な会計上の見積計算のため、海運業特化型として一般貸倒引当金を計上しており、その特定引当の見積は、基準年(船舶20才満了時もしくは定期検査満了時のいずれか遅い方)での予想債権額からリプレイス時の処分可能見込額を差し引いた残債権額を計上しております。

要管理先債権に区分された相手先に対する貸倒引当金は、原則として過去3年間における実績の貸倒実績率の3期間の平均値に基づく予想損失率を乗じて算定することとしておりますが、経営改善計画に基づき当金庫が積極的に支援し改善に努めている先のうち、その売上計画、経営計画、資金計画のいずれかに影響の大きな事象が発生するなど、今後の実現可能性の低下も想定される先で、原則としてその貸倒実績率では十分かつ適切な引当が確保されないと思われる場合、未保全額に別々に定める引当率を乗じて別途引当として一般貸倒引当金を計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,655百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また退職給付債務の算定に当たり退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるしております。なお数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
 

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生する翌事業年度から)費用処理
----------	---
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項 (2020年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (2020年3月分)

0.0368%

- 補足説明
 

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円および別途積立金46,682百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であります。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上するための引当金であり、当金庫も睡眠預金に対する処理額と返還請求に応じた額の推移を比較した結果、金額が僅少であり重要性も少ないことから引当金の計上をしておりません。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるしております。
- 会計上の見積りに関する注記
 

計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断ならびに仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断および仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大により世界各国で非常事態宣言が発令され、グローバルの経済活動は大きく停滞しており、今後も予断を許さない市場環境が続くと予想されます。また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症による影響が今後も一定期間継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。以下に当金庫の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。
- 貸倒引当金 2,633百万円
 

貸倒引当金の算出方法は、注記(6)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 37百万円
 

繰延税金負債	230百万円(その他有価証券評価差額金)
繰延税金負債	193百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の变动などによって影響を受けられる可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 固定資産の減損損失 23百万円
 

固定資産の減損の判断は、原則として継続的に取次の把握を行っている管理会計上の区

- 分(支店別)を単位としてグルーピングを行い、当該資産グループ単位で減損の兆候を把握しております。減損損失を認識するかどうかの判定および使用価値の算定に際して際して用いている将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当金庫が用いている内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。
- 前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の变动によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なった場合、減損の兆候、判定に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額194百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額1,119百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、72百万円、延滞債権額は4,547百万円です。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円です。
 

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は238百万円です。
 

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,857百万円です。なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17百万円です。
- 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引担保及び貸出増加支援資金供給担保、長期固定借入金担保として、預け金4,501百万円、有価証券9,259百万円を差し入れております。
 

担保資産に対応する債務として借入金9,132百万円があります。
- 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 

再評価を行った年月日 2002年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める算定方法を原則として、一部の土地については、第4号に定める算定方法に基づいております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △265百万円
- 出資10当たりの純資産額 2,083円44銭
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針
 

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
  - 金融商品の内容及びそのリスク
 

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
  - 金融商品に係るリスク管理体制
    - 信用リスクの管理
 

当金庫は、貸出金事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や経営会議を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - 市場リスクの管理
      - 金利リスクの管理
 

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理規程、統合リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、経営会議において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR法等によりモニタリングを行い、月次ペースで経営会議に報告しております。
      - 為替リスクの管理
 

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
      - 価格変動リスクの管理
 

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、経営会議を統括管理部門とし、その監督の下、資金運用基準に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の管理のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
      - 市場リスクに係る定量的情報
 

当金庫では、有価証券、預け金、貸出金及び預金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法、√T倍法(保有期間120日(有価証券)250日(預け金、貸出金及び預金)、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2021年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推定値)は、全体で939百万円です。なお、当金庫では、リスク量計測における継続的な検証のプロセス及び結果の適正性を確保するため、以下によりバックテストを行っております。なお、検証結果に適正性を確保できないような問題が生じた場合等においては、その原因分析を行ったうえで当該モデルを利用することの妥当性等についても検討・協議することとしております。

# 財務諸表

により、モデル自体の適正性等を検証する。その際は二項分布による発生確率等により取り決めを行い検討する。

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券及び貸出金であります。

なお、これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び経営会議において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項  
2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません(注2)参照。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金	1,284	1,284	-
(2)預け金(*1)	20,949	21,028	79
(3)買入金銭債権	1,175	1,216	40
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	4,586	4,597	10
その他の有価証券	30,994	30,994	-
(5)貸出金(*1)	59,787		
貸倒引当金(*2)	△2,633		
	57,153	59,334	2,180
金融資産計	114,968	117,238	2,270
(1)預金積金	102,965	103,260	294
(2)借入金	9,132	9,147	15
金融負債計	112,097	112,407	310

(\*1)貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利に準じて割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格を時価として記載しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.27に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に準じて割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利に準じております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と思われる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6
合 計	6

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	2,513	2,530	17
	その他	-	-	-
	小 計	2,513	2,530	17
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	2,073	2,067	△6
	その他	-	-	-
	小 計	2,073	2,067	△6
合 計	4,586	4,597	10	

その他の有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	439	369	69
	債券	12,778	12,476	302
	国債	2,937	2,781	155
	地方債	4,191	4,136	55
	短期社債	-	-	-
	社債	5,648	5,558	90
	その他	8,382	7,922	460
小 計	21,600	20,768	832	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	273	285	△12
	債券	3,383	3,426	△43
	国債	583	605	△21
	地方債	99	100	△1
	短期社債	-	-	-
	社債	2,699	2,721	△21
	その他	5,730	6,186	△455
小 計	9,387	9,898	△511	
合 計	30,987	30,666	321	

28. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	431	136	15
債券	497	2	1
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	497	2	1
その他	1,593	45	136
合 計	2,522	184	153

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,196百万円であります。このうち契約残存期間が1年以上のもののが3,413百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	1,111 百万円
未取利息	3
役員退職慰労引当金繰入額	18
固定資産の減損損失額	57
賞与引当金繰入限度超過額	11
その他	22
繰延税金資産小計	1,222
評価性引当額	△1,187
繰延税金資産合計	37
繰延税金負債	
有価証券時価評価差益	230
繰延税金負債合計	230
繰延税金負債の純額	△193

(表示方法の変更)

当事業年度より企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用されるため、新たに13.に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額93円21銭
- 減損損失の内容は下記の通りであります。

(1) 減損を認識した資産

i 場所 阿南市見能林町志んじやく30番地2  
用途 事業用不動産(見能林駅前支店)  
種類 土地、建物

ii 場所 阿南市那賀川町赤池139番地3  
用途 事業用不動産(那賀川支店)  
種類 土地

なお、当金庫は、店舗を基準として資産のグルーピングを行っており、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(2) 減損損失に至った経緯

見能林駅前支店及び那賀川支店については、当該土地に減損の兆候が認められ、当該土地の処分見込額が簿価を下回っていたことから、減損損失を計上することといたしました。

(3) 回収可能価額の算定方法

正味売却可能価額により測定しており、その価額は固定資産税評価額をもとにした公示価額相当額を基礎として算出しております。

# 役職員の報酬体系

## ■対象役員の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1)報酬体系の概要

#### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

### (2)2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	80

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」6百万円となっております。  
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。  
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

### (3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

## ■対象職員等の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
なお、2020年度においては該当する会社はありませんでした。  
3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
4. 2020年度においては「当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者」はありませんでした。

## 経営指標

### ■主要な経営指標の推移

(単位：表上に記載)

	単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	千円	1,715,610	1,756,236	1,518,174	2,111,921	2,415,424
経常利益(△は経常損失)	千円	120,373	183,056	175,845	301,363	405,195
当期純利益(△は当期純損失)	千円	116,748	174,369	160,789	186,683	215,123
出資総額	百万円	1,143	1,147	1,149	1,152	1,155
出資総口数	千口	2,286	2,295	2,298	2,304	2,310
純資産額	百万円	4,514	4,452	4,645	4,257	4,814
総資産額	百万円	88,686	93,442	104,196	109,370	118,164
預金積金残高	百万円	82,688	86,504	90,777	94,932	102,965
貸出金残高	百万円	43,269	47,539	53,894	55,948	59,787
有価証券残高	百万円	18,443	19,604	29,311	27,825	35,581
単体自己資本比率	%	10.52	9.54	8.88	8.98	8.69
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	% 円	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)
役員数	人	11	10	10	10	11
(うち常勤役員数)	人	6	6	6	6	7
職員数	人	91	93	91	95	93
会員数	人	8,078	8,180	8,201	8,249	8,308

(注) 1. 出資に対する配当金は1口(500円)に対する配当金です。  
2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2に基づく告示に定められた算式に基づき算出しております。

### ■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	106,072	1,789	1.68	114,017	1,562	1.37
うち貸出金	55,475	1,072	1.93	58,353	1,179	2.02
うち預け金	18,573	43	0.23	21,210	36	0.17
うち有価証券	30,967	659	2.13	32,864	330	1.00
資金調達勘定	101,675	84	0.08	109,302	88	0.08
うち預金積金	93,127	81	0.08	100,103	85	0.08
うち借入金	8,523	3	0.04	9,178	3	0.03
資金運用収支	1,704			1,473		
運用調達利回差	1.60			1.29		

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除しています。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。  
3. 資金運用収支=資金運用勘定-資金調達勘定

### ■受取利息・支払利息の分析

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	128,478	296,410	424,888	134,024	△ 361,083	△ 227,059
うち貸出金	98,365	△ 83,555	14,810	55,665	51,289	106,954
うち預け金	△ 3,953	△ 15,571	△ 19,524	6,141	△ 13,188	△ 7,047
うち有価証券	52,048	378,454	430,502	40,414	△ 369,674	△ 329,260
支払利息	7,510	△ 150	7,360	6,369	△ 2,906	3,463
うち預金積金	3,545	3,473	7,018	6,087	△ 2,214	3,873
うち借入金	3,966	△ 3,618	348	270	△ 666	△ 396

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

#### 用語のご説明

##### ・業務純益

業務純益とは、金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には、業務粗利益から業務遂行に必要とされる費用、つまり貸倒引当金の純繰入額と、経費(除く臨時費用)を控除したものです。また、この業務純益は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

## 経営指標

### ■業務粗利益

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支(資金利益)	1,704	1,473
資金運用収益	1,789	1,562
資金調達費用	84	88
役務取引等収支(役務取引等利益)	△ 41	△ 38
役務取引等収益	83	80
役務取引等費用	125	118
その他業務収支(その他業務利益)	△ 161	△ 113
その他業務収益	79	25
その他業務費用	241	138
業務粗利益	1,500	1,322
業務粗利益率(%)	1.41	1.15

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ■業務純益

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
業務純益	480	177
実質業務純益	480	278
コア業務純益	652	412
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	286	370

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
その他業務収益	79	25
国債等債券売却益	69	4
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	10	21
その他の業務費用	241	138
国債等債券売却損	215	58
国債等債券償還損	26	79
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	0
その他業務利益	△ 161	△ 113

### ■役務取引の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
役務取引等収益	83	80
受入為替手数料	29	29
その他の受入手数料	31	34
その他の役務収益	22	16
役務取引等費用	125	118
支払為替手数料	14	14
その他の支払手数料	7	6
その他の役務費用	103	98
役務取引等利益	△ 41	△ 38

### ■経費の内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
人件費	630	653
報酬給与手当	469	485
退職給付費用	40	42
その他	119	123
物件費	394	385
事務費	192	187
うち旅費・交通費	3	0
うち通信費	21	26
うち事務機械賃借料	1	1
うち事務委託費	126	108
固定資産費	58	62
うち土地建物賃借料	8	9
うち保全管理費	34	35
事業費	42	35
うち広告宣伝費	15	18
うち交際費・寄贈費・諸会費	24	13
人事厚生費	19	16
有形固定資産償却	47	47
無形固定資産償却	5	6
預金保険料	28	29
税金	13	13
合計	1,038	1,051

### ■預貸率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預貸率	58.93	58.06
期中平均預貸率	59.56	58.29

(注) 預貸率=貸出金/預金積金残高×100 この比率は、預金量に対して貸出量がどのくらいあるかを示すものです。

### ■預証率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預証率	29.31	34.55
期中平均預証率	33.25	32.83

(注) 預証率=有価証券残高/預金積金残高×100 この比率は、預金量に対する有価証券の保有割合を示すものです。

### ■常勤役員1人当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金残高	939	1,029
貸出金残高	553	597

### ■1店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金残高	11,866	12,870
貸出金残高	6,993	7,473

### ■総資産利益率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.28	0.35
総資産当期純利益率	0.17	0.18

(注) 総資産経常利益率=経常(当期純)利益/総資産平均残高(除く債務保証見返)×100 この比率は、資産規模に対する利益を見る指標であり、一般にROA (Return On Asset) と呼ばれています。

### ■総資金利鞘

(単位：%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回り	1.68	1.37
資金調達原価率	1.08	1.03
総資金利鞘	0.60	0.34

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率  
この指標は運用資金全体の収益力を見る指標です。

# 事業の状況

## 預金関係・為替業務関係

### 預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	2019年度				2020年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	26,353	27.7	26,113	28.0	31,582	30.7	30,505	30.5
当座預金	1,449	1.5	1,637	1.7	1,632	1.6	1,648	1.6
普通預金	24,853	26.1	24,420	26.2	29,906	29.0	28,813	28.8
貯蓄預金	50	0.0	54	0.0	42	0.0	43	0.0
通知預金	0	0.0	0	0.0	-	0.0	0	0.0
定期性預金計	68,184	71.8	66,858	71.7	71,012	69.0	69,441	69.4
定期預金	66,133	69.6	64,785	69.5	68,951	67.0	67,337	67.3
定期積金	2,051	2.1	2,072	2.2	2,061	2.0	2,103	2.1
その他	393	0.4	155	0.1	370	0.4	155	0.2
合計	94,932	100.0	93,127	100.0	102,965	100.0	100,103	100.0

(注) 1. その他＝別段預金＋納税準備預金です。なお、譲渡性預金は該当がありません。  
2. 上記の流動性預金のうち無利息預金残高は2021年3月末2,684百万円（内訳：当座預金1,632百万円＋無利息の普通預金1,051百万円）

### 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
定期預金	66,133	68,951
固定金利定期預金	66,083	68,901
変動金利定期預金	49	48
その他	1	1

(注) その他＝規制金利定期預金＋財形貯蓄

### 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
個人	85,465	91,058
一般法人	8,410	10,265
金融機関・公金	1,056	1,641
合計	94,932	102,965

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
一般財形	122	126
住宅財形	2	2
年金財形	31	27
合計	156	156

### 会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
会員	30,503	34,111
会員外	64,428	68,853
合計	94,932	102,965

### 為替業務(内国為替業務)

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
送金・振込	129,254	124,372
仕向為替	63,678	58,415
被仕向為替	65,576	65,956

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
代金取立	465	324
仕向為替	372	229
被仕向為替	92	94

## 貸出金関係

### 貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

	2019年度				2020年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	57	0.1	81	0.1	17	0.0	38	0.1
手形貸付	7,411	13.2	7,450	13.4	7,058	11.8	7,436	12.7
証書貸付	46,698	83.4	46,187	83.2	51,334	85.9	49,306	84.5
当座貸越	1,782	3.1	1,755	3.1	1,376	2.3	1,571	2.7
合計	55,948	100.0	55,475	100.0	59,787	100.0	58,353	100.0

### 固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利	26,582	28,359
変動金利	29,366	31,427
合計	55,948	59,787

### 会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
会員	47,595	51,666
会員外	8,353	8,121
合計	55,948	59,787

## 事業の状況

### 貸出金資金用途別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
設備資金	40,235	42,352
運転資金	15,713	17,434
合計	55,948	59,787

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	588	549
有価証券	151	139
動産	156	194
不動産	18,010	17,000
その他	4,793	7,531
小計	23,700	25,414
信用保証協会・信用保険	3,520	6,133
保証	4,516	4,422
信用	24,211	23,817
合計	55,948	59,787

### 個人向けローン残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
消費者ローン	2,482	2,309
うちカードローン	934	815
住宅ローン	11,577	11,504
合計	14,060	13,814

### 債務保証見返の内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金を担保に徴して行う保証	9	233
金融機関の業務の代理に付随して行う保証	374	331
信金中央金庫	324	310
日本政策金融公庫	50	20
その他	-	-
その他の保証	17	18
合計	401	583

### 代理貸付残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
信金中央金庫	324	310
日本政策金融公庫	112	135
住宅金融支援機構	279	237
中小企業基盤整備機構	0	0
福祉医療機構	-	-
合計	716	684

### 貸出金業種別残高

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2019年度			2020年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	45	2,226	3.9	50	2,612	4.4
農業、林業	16	587	1.0	16	661	1.1
漁業	14	266	0.4	14	248	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	101	4,249	7.5	120	4,628	7.7
電気、ガス、熱供給、水道業	49	5,339	9.5	59	7,075	11.8
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	23	4,403	7.8	20	4,282	7.2
卸売業、小売業	72	2,175	3.8	96	2,396	4.0
金融業、保険業	7	3,430	6.1	8	3,690	6.2
不動産業	80	6,263	11.1	87	6,437	10.8
物品賃貸業	1	137	0.2	1	131	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	9	450	0.8	14	581	1.0
宿泊業	15	2,266	4.0	22	2,371	4.0
飲食業	47	582	1.0	84	892	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	22	443	0.7	42	583	1.0
教育、学習支援業	4	39	0.0	8	51	0.1
医療、福祉	29	1,653	2.9	36	1,897	3.2
その他のサービス	57	1,065	1.9	71	1,490	2.5
小計	591	35,581	63.5	748	40,034	67.0
地方公共団体	2	4,086	7.3	2	3,740	6.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,137	16,280	29.0	3,029	16,012	26.8
合計	3,730	55,948	100.0	3,779	59,787	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 事業の状況

### 貸出金額段階別残高

(単位：先、百万円)

	2019年度		2020年度	
	先数	残高	先数	残高
100万円未満	1,406	553	1,339	521
100万円以上1千万円未満	1,310	4,858	1,328	4,996
1千万円以上3千万円未満	618	10,740	657	11,380
3千万円以上5千万円未満	111	4,232	126	4,737
5千万円以上1億円未満	72	4,975	83	5,797
1億円以上5億円未満	88	17,661	90	19,171
5億円以上	15	12,926	15	13,182
合計	3,620	55,948	3,638	59,787

### 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	1,123	968	-	1,123	968
	2020年度	968	1,068	-	968	1,068
個別貸倒引当金	2019年度	1,090	1,216	-	1,090	1,216
	2020年度	1,216	1,564	77	1,138	1,564
合計	2019年度	2,214	2,185	-	2,214	2,185
	2020年度	2,185	2,633	77	2,107	2,633

### 貸出金償却等(与信費用)

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却額	0	58
一般貸倒引当金繰入額	△154	100
個別貸倒引当金繰入額	126	426
債権売却損等	△30	△595
合計	△59	△10

## 有価証券関係

### 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

2019年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	100	3,947	3,181	1,477	7,662	10,722	733	27,825
国債	-	1,329	206	-	723	1,217		3,476
地方債	-	1,428	509	102	79	2,220		4,340
社債	100	705	611	663	1,857	5,494		9,433
株式							378	378
其他有価証券	-	484	1,853	712	5,001	1,790	355	10,196
うち外国債券	-	296	1,458	581	3,478	1,066		6,880

(注)短期社債は該当がありません。

(単位：百万円)

2020年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	302	5,243	2,907	1,866	11,125	12,039	2,096	35,581
国債	-	1,523	-	-	1,413	583		3,521
地方債	-	1,824	203	72	99	2,090		4,291
社債	302	709	1,175	719	3,362	6,666		12,935
株式							719	719
其他有価証券	-	1,186	1,528	1,074	6,249	2,698	1,377	14,113
うち外国債券	-	1,007	1,212	204	3,453	1,465		7,344

(注)短期社債は該当がありません。

# 事業の状況

## 有価証券残高

(単位：百万円、%)

	2019年度				2020年度			
	残高	構成比	平均残高	構成比	残高	構成比	平均残高	構成比
国債	3,476	12.4	2,845	9.1	3,521	9.9	3,395	10.3
地方債	4,340	15.5	6,577	21.2	4,291	12.1	4,240	12.9
社債	9,433	33.9	8,476	27.3	12,935	36.4	11,132	33.9
株式	378	1.3	552	1.7	719	2.0	549	1.7
外国証券	7,604	27.3	7,340	23.7	8,576	24.1	8,599	26.2
その他の証券	2,592	9.3	5,175	16.7	5,536	15.6	4,946	15.1
合計	27,825	100.0	30,967	100.0	35,581	100.0	32,864	100.0

(注) その他の証券は、投資信託およびその他の証券の合計です。また、短期社債は該当がありません。

## 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券 該当ありません

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	2019年度					2020年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
国債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債	4,045	4,055	9	18	9	4,586	4,597	10	17	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	4,045	4,055	9	18	9	4,586	4,597	10	17	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
3. 短期社債は該当がありません。

③ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	2019年度					2020年度				
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
株式	373	371	△ 2	14	17	654	712	57	69	12
債券	12,939	13,203	264	316	51	15,903	16,161	258	302	43
国債	3,296	3,476	179	186	6	3,387	3,521	134	155	21
地方債	4,268	4,340	71	71	0	4,236	4,291	55	55	0
社債	5,374	5,387	13	58	45	8,279	8,348	69	90	21
その他	10,639	10,196	△ 442	37	479	14,108	14,113	4	460	455
合計	23,952	23,772	△ 180	368	548	30,666	30,987	321	832	511

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
3. 短期社債は該当がありません。

## 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
その他の有価証券	6	6
うち非上場株式	6	6

## 公共債引受額の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
国債	-	-
政府保証債	5	-
合計	5	-

## 金銭の信託関係

### 金銭の信託の時価情報

① 運用目的の金銭の信託 該当ありません

② 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2019年度				2020年度			
取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
		うち益	うち損			うち益	うち損
0	0	0	0	-	0	0	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

## 出資金関係

### 出資金

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
出資金	1,152	1,155
うち普通出資金	1,152	1,155

### 会員数

(単位：人)

	2019年度	2020年度
会員数	8,249	8,308
うち個人	7,410	7,442
うち法人	839	866

## 不良債権関係

### ■信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

2021年3月期の「破綻先債権額」、「延滞債権額」、「3ヵ月以上延滞債権額」及び「貸出条件緩和債権額」合計は、4,857百万円であります。このうち担保・保証等で2,208百万円が保全されており、さらに貸倒引当金として1,595百万円を引当てておりますので、実質的なリスク管理債権額は、1,053百万円となります。これは、総貸出の1.7%、経営体力（自己資本額5,441百万円、個別貸倒引当金1,564百万円の合計7,005百万円）の15.0%相当に当たりますが、経営に与える影響は軽微であり将来においても懸念のないものと思われま

す。また、保全が行われていない1,053百万円については、返済が継続されているものもあり、償却・引当事由に該当しないため引当が行えないもので、実質的な会計上の処理はすべて終了しております。

### ●リスク管理債権額

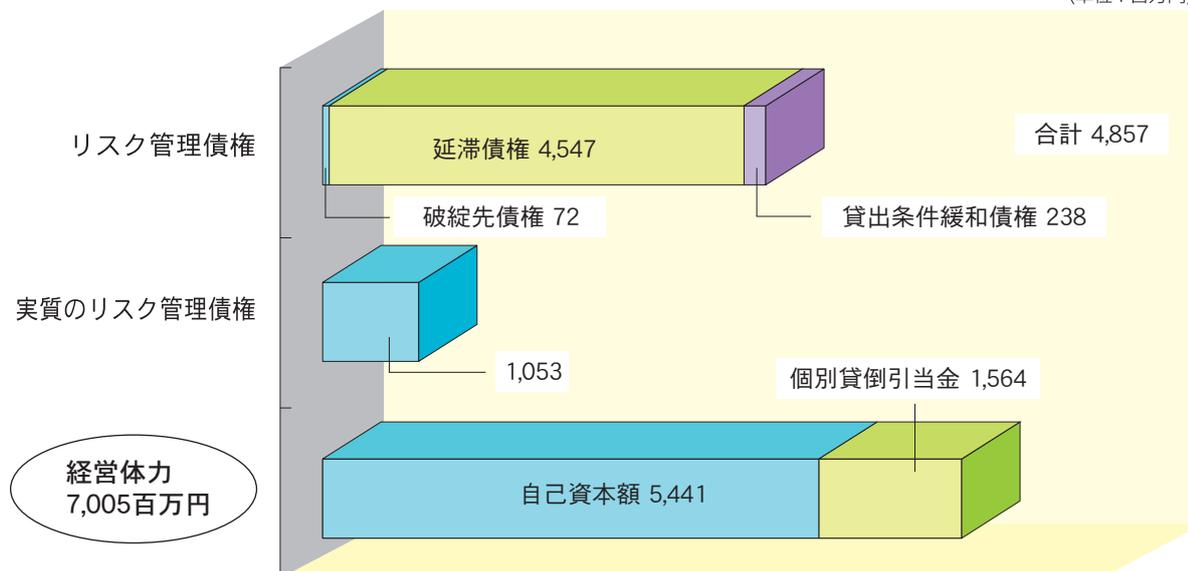
(単位：百万円)

区分	残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	2019年度	98	51	98.98
	2020年度	72	40	98.61
延滞債権	2019年度	3,477	1,163	74.55
	2020年度	4,547	1,522	78.53
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	6	-	100.00
	2020年度	-	-	-
貸出条件緩和債権	2019年度	541	74	68.39
	2020年度	238	31	66.80
合計	2019年度	4,123	1,289	74.44
	2020年度	4,857	2,208	78.31

- (注) 1. 破綻先債権とは、自己査定における破綻先に対する貸出金であります。  
自己査定における破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。
2. 延滞債権とは、自己査定における実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金です。  
自己査定における実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。また、破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいいます。
3. 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先の未取利息は収益不計上としております。
4. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。当金庫の場合、金利減免、利息の支払猶予、債権放棄等に該当するものは無く、延滞債権ではないが売上不振などにより元金の返済を猶予するなどの貸出条件を緩和したものを抽出しております。
6. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込み額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
7. 担保・保証額は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
9. 保全率 = (貸倒引当金 + 担保・保証) / リスク管理債権

### ●経営体力・リスク管理債権（2020年度）

(単位：百万円)



# 事業の状況

## 金融再生法に基づくリスク開示債権の状況

金融再生法に基づく不良債権4,966百万円について、担保・保証、引当等による保全率は78.79%となっています。また、保全が行われていない部分については、返済が継続されているものもあり、償却・引当事由に該当しないため引当が行えないもので、実質的な会計上の処理はすべて終了しております。

### 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	開示残高(A)	保全額(B)		保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)		
		担保・保証等による 回収見込額(C)	貸倒引当金(D)				
金融再生法上の不良債権	2019年度	4,289	3,236	1,944	1,291	75.43	55.06
	2020年度	4,966	3,913	2,317	1,596	78.79	60.24
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	983	983	771	211	100.00	99.52
	2020年度	895	895	420	474	100.00	99.78
危 険 債 権	2019年度	2,758	1,874	869	1,004	67.94	53.14
	2020年度	3,833	2,858	1,768	1,090	74.56	52.78
要 管 理 債 権	2019年度	548	378	303	74	68.97	30.20
	2020年度	238	159	128	31	66.80	28.18
正 常 債 権	2019年度	52,261					
	2020年度	55,532					
合 計	2019年度	56,551					
	2020年度	60,499					

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。
4. 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。



## 関連会社・信用金庫業界関連会社について

■当金庫の子会社 該当ありません

■関連会社 該当ありません

### ■信用金庫業界関連会社

(単位：百万円)

会社名	主要業務内容	設立年月	資本金
(株)四国しんきんカード	クレジット業務(VISA)、信用保証業務	昭和 57. 10	50
しんきん大阪システムサービス(株)	しんきんFAX振込サービス、データ伝送機能ソフトサービス	平成 6. 7	116



## 信金中央金庫

S C B Shinkin Central Bank

### ～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、2021年3月末現在の総資産は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて41兆6,039億円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

### 地域金融に貢献

(2021年3月末現在)



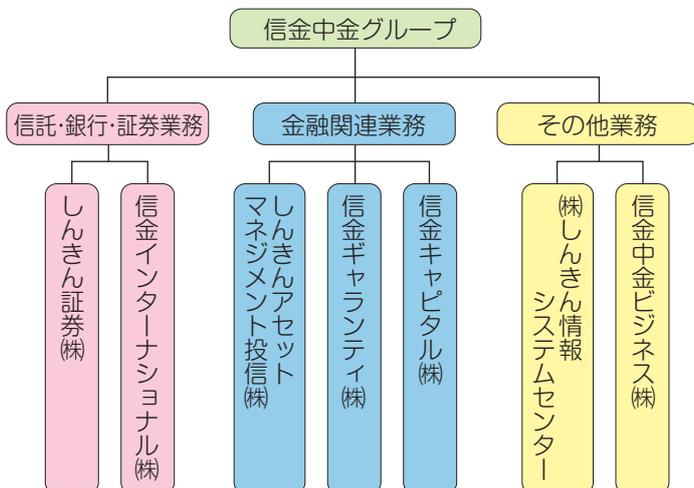
#### 個別金融機関としての役割

- 信用金庫・政府関係機関等を取引先とする金融機関 総合的な金融サービスを提供
- 地域金融機関としての役割 地公体向け融資・PFI・地元企業融資・代理貸付など
- 機関投資家としての役割

#### 信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- 信用金庫の余裕資金の効率運用
- 信用金庫の業務機能の補完 融資業務・周辺業務・国際業務・付随業務等
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上 経営相談制度、ALM・リスク管理支援、情報提供など

#### 総合力で地域金融をバックアップ



#### 邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
日本格付研究所 (JCR)	AA
格付投資情報センター (R&I)	A+
スタンダード & プアーズ	A
ムーディーズ	A1

(2021年7月1日現在)

# 開示項目一覧

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

### ■単体ベースの項目（信用金庫施行規則第132条）

<b>1. 金庫の概況および組織に関する事項</b>	
イ 事業の組織	15
ロ 理事および監事の氏名および役職名	15
ハ 事務所の名称および所在地	23
ニ 会計監査人の名称	39
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	16
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>	
イ 直近の事業年度における事業の概況	6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
（1）経常収益	43
（2）経常利益または経常損失	43
（3）当期純利益または当期純損失	43
（4）出資総額および出資総口数	43
（5）純資産額	43
（6）総資産額	43
（7）預金積金残高	43
（8）債券残高*	—
（9）貸出金残高	43
（10）有価証券残高	43
（11）単体自己資本比率	43
（12）出資に対する配当金	43
（13）役員数	43
（14）職員数	43
（15）会員数	43
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
・主要な業務の状況を示す指標	
（1）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益。実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	44
（2）資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支およびその他業務収支	43, 44
（3）資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや	43
（4）受取利息および支払利息の増減	43
（5）総資産経常利益率	44
（6）総資産当期純利益率	44
・債券に関する指標*	—
・預金に関する指標	
（1）流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	45
（2）固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	45
・貸出金等に関する指標	
（1）手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	45
（2）固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	45
（3）担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	46
（4）使途別の貸出金残高	46
（5）業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	46
（6）特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高*	—
（7）預貸率の期末値および期中平均値	44
・有価証券に関する指標	
（1）商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
（2）有価証券の種類別の残存期間別の残高	47
（3）有価証券の種類別の平均残高	48
（4）預証率の期末値および期中平均値	44
<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
イ リスク管理の体制	25
ロ 法令遵守の体制	4

<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
イ 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	36~39
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	49
（2）延滞債権に該当する貸出金	49
（3）3か月以上延滞債権に該当する貸出金	49
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
ハ 自己資本の充実の状況について	
金融庁長官が別に定める事項	27~34
ニ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
（1）有価証券	48
（2）金銭の信託	該当なし
（3）規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	該当なし
ホ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
ヘ 貸出金償却の額	47
ト 会計監査人の監査を受けている旨	39
<b>6. 報酬等に関する事項</b>	
対象役員の報酬体系について	42
対象職員等の報酬体系について	42

\*印については、信用金庫連合会（現 信金中央金庫）の開示項目のため記載していません。

### ■連結ベースの項目（信用金庫施行規則第133号）

該当がないことから記載していません。

### ■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定公表 50

### ■中小企業の経営の支援および地域活性化への取り組み

9~11

### ■総代会等の概要

12~14

## 任意開示項目

### 1. 概況・組織

（1）基本方針・経営理念と営業方針	2
（2）社会貢献活動・トピックス	7, 8
（3）業務のご案内	18~20
（4）阿南信用金庫のあゆみ	51
（5）預金保護、偽造・盗難キャッシュカード被害などへの取り組み	22
（6）お客様保護への取り組み	5
（7）内部管理態勢の整備	3

### 2. 損益等に関する指標

（1）その他業務利益の内訳	44
（2）役員取引の状況	44
（3）経費の内訳	44
（4）普通出資配当率	39

### 3. 預金に関する指標

（1）預金科目別預金残高	45
（2）預金者別預金残高（個人、一般法人等）	45
（3）財形貯蓄残高	45
（4）職員1人当たり預金残高	44
（5）1店舗当たり預金残高	44

### 4. 貸出金等に関する指標

（1）貸出金科目別残高	45
（2）貸出金会員・会員外別残高	45
（3）個人向けローン残高（住宅ローン、消費者ローン）	46
（4）職員1人当たり貸出金残高	44
（5）1店舗当たり貸出金残高	44
（6）代理貸付残高	46

### 5. 有価証券等に関する指標

（1）有価証券期末残高	48
（2）公共債引受額	48

### 6. 不良債権等に関する指標

（1）金融再生法による開示債権および保全状況	50
（2）不良債権に対する備え	50

### 7. その他の業務

（1）手数料一覧（為替、ATM、その他）	21, 22
（2）内国為替取扱高	45

### 8. その他

（1）店舗外現金自動設備（ATM）設置場所一覧	24
-------------------------	----



牛岐城趾公園

恋人の聖地

LOVER'S SANCTUARY

光のます/阿南

# ANAN SHINKIN BANK

公式SNSにてお役立ち情報 配信中!



Instagram

@anan\_shinkin 検索

follow me!!



ANAN\_SHINKIN



Facebook

@anan.shinkin 検索

いいね!お待ちしています



Face to Face

## 阿南信用金庫

発行：2021年7月 阿南信用金庫 総合企画部  
〒774-0030 阿南市富岡町トノ町28番地14  
TEL (0884)22-1226  
<http://www.anan-shinkin.jp>